

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 許可申請等手続きの手引き

令和7年4月

北九州市都市戦略局計画部開発指導課
TEL (093) 582-2644

■ はじめに

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。）は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として制定されました。

しかし、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市において土石流災害が発生し、多くの貴い生命や財産が失われました。上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされています。このほか、全国各地で人為的に行われる違法あるいは不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認される等、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「盛土等」という。）による災害の防止が喫緊の課題となってきました。このことから、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、従来の「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）として令和 5 年 5 月 26 日に施行され、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなりました。

本市においても、法に基づいて基礎調査を実施して、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を設定し、令和 7 年 4 月 1 日から運用を開始します。

この「手引き」は、盛土等工事の許可制度及び許可申請の手続きを説明したものです。皆様方の許可申請の一助として役立てば幸いです。

【例規等の表記について】

本手引きで記載している例規等の表記は以下のとおりです。

法：宅地造成及び特定盛土等規制法

政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

細則：北九州市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

【参考文献】

盛土等防災マニュアルの解説

目次

1 編 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	
1-1 法の目的	5
1-2 用語の定義	5
1-3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	6
2 編 工事の許可等	
2-1 手続の要否について	7
2-2 許可・届け出を要する工事	8
2-3 許可等を要しない工事	10
2-4 許可・届出の特例について	15
3 編 申請手続きについて	
3-1 許可手続きの流れ	16
3-2 許可・届出の申請先	18
3-3 標準処理期間	18
3-4 許可・届出に必要な書類等	18
3-5 協議申出に必要な書類等	25
3-6 申請手数料	26
3-7 許可又は不許可について	27
3-8 許可・届出情報の公表	27
4 編 許可基準について	
4-1 住民への周知	28
4-2 隣接者の承諾	29
4-3 工事主の資力・信用の確認	29
4-4 工事施行者の能力の確認	30
4-5 土地所有者等の同意	30
4-6 技術的基準への適合	30
4-7 設計者の資格が必要となる工事	30
4-8 公共施設が隣接する場合	31

5編	工事施行に係る手続き	
5-1	工事着手の届出	32
5-2	標識の掲示	32
5-3	変更の許可等	35
5-4	中間検査	35
5-5	定期報告	37
5-6	完了検査	38
6編	その他の届出	42
参考資料	手続関係様式一覧	44
7編	罰則	45
8編	許可の技術的基準	
8-1	地盤に関する技術的基準	47
8-2	擁壁に関する技術的基準	50
8-3	コンクリート造擁壁の構造	57
8-4	練積み造擁壁の構造	61
8-5	施工管理計画について	68
8-6	崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	69
8-7	崖面及びその他地表面に関する技術的基準	70
8-8	排水施設に関する技術的基準	70
8-9	土石の堆積に関する技術的基準	71
別紙1	図面凡例(参考)	73

1 編 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

1-1 法の目的

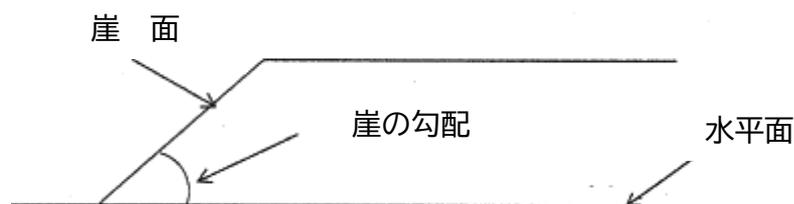
宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

1-2 用語の定義

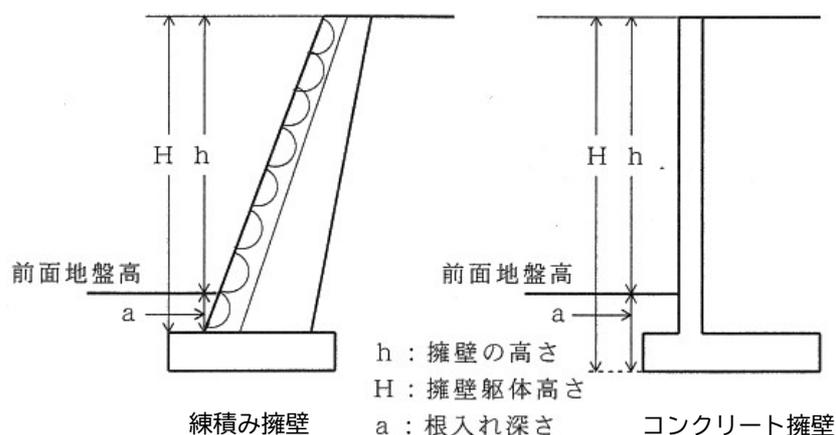
本手引内の用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義	法律等
宅地	農地、採草牧草地、森林（以下、「農地等」という。）並びに道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地	法第2条第1号 政令第2条 省令第1条第1項、第2項
土地の形質変更	宅地造成	法第2条第2号、第3号 政令第3条
	特定盛土等	
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間経過後に当該土石を除却するものに限る。）	法第2条第4号 政令第4条
工事主	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者	法第2条7号
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者	法第2条8号
崖	地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの ※崖面とは、上記の地表面	政令第1条

※崖



※擁壁の高さ



1-3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域

盛土規制法、国が示す基本方針等に基づき、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを、規制区域として指定しています。

規制区域内では、新たに行われる工事の規制や、既存の盛土等に対する指導等を行います。

【宅地造成等工事規制区域】法第10条

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下、「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

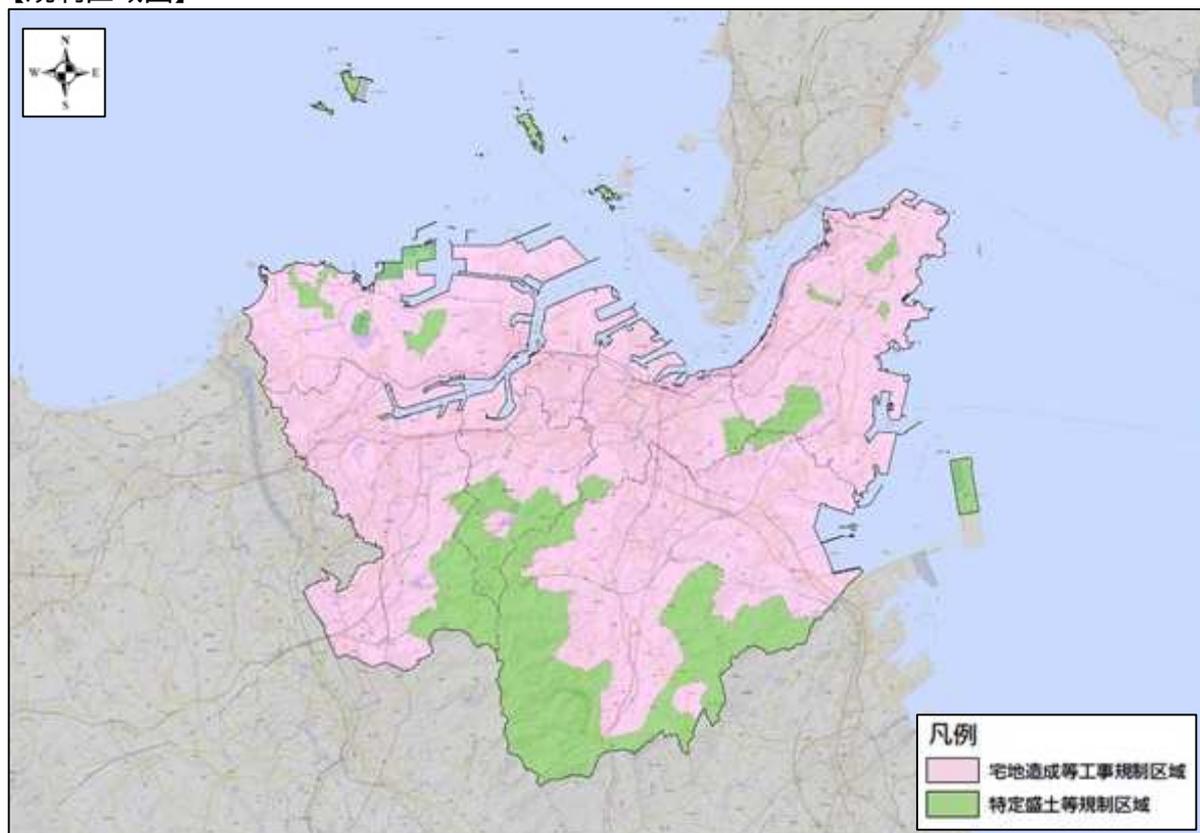
許可等申請先：都市戦略局計画部開発指導課

【特定盛土等規制区域】法第26条

宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

許可等申請先：産業経済局農林水産部農林課

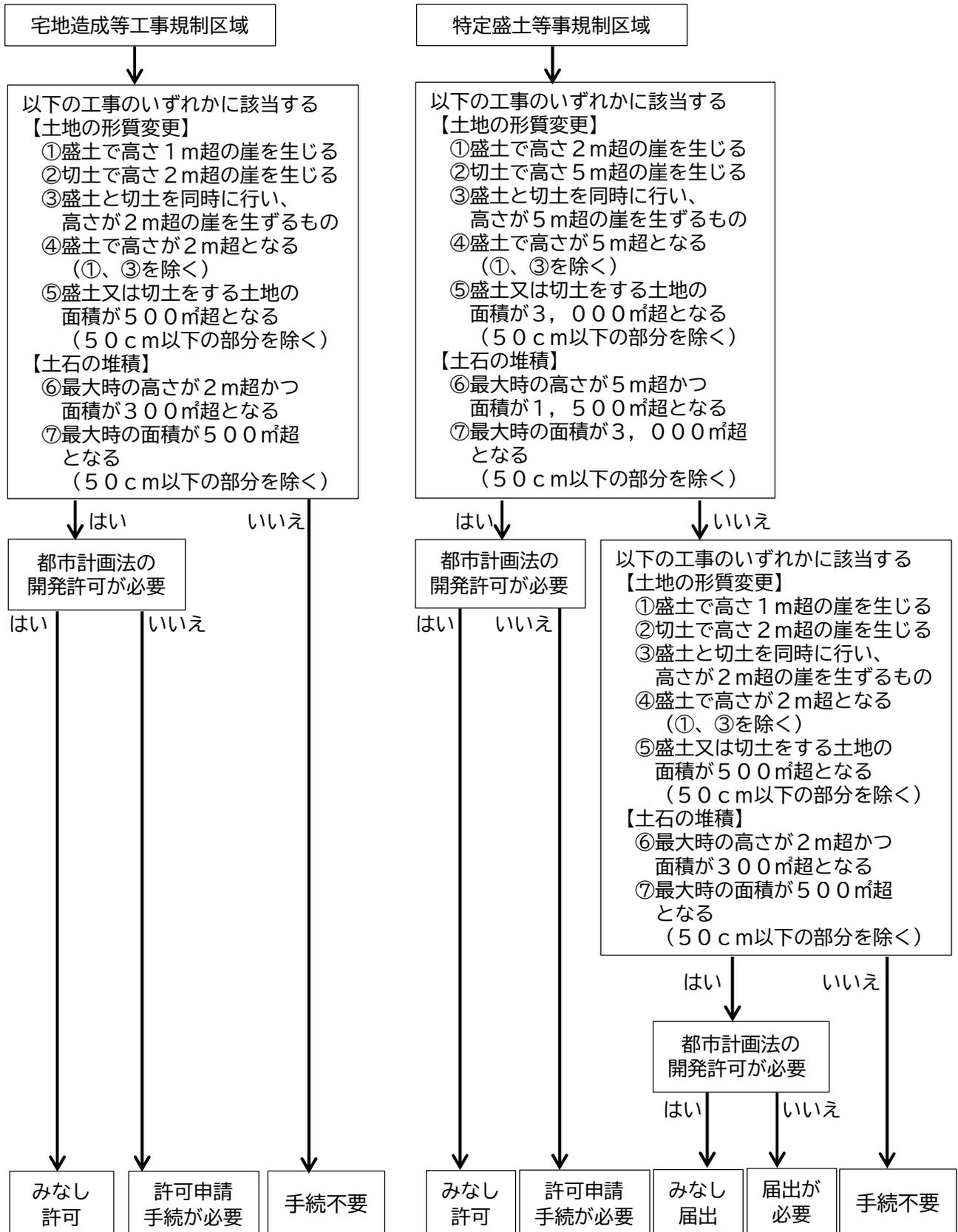
【規制区域図】



※測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R6JHf266。本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

2編 工事の許可等

2-1 手続きの要否について



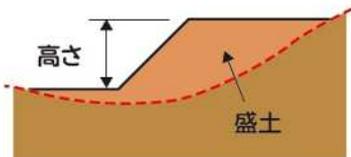
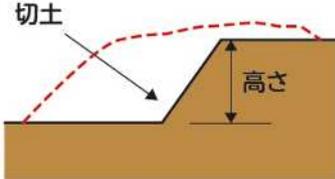
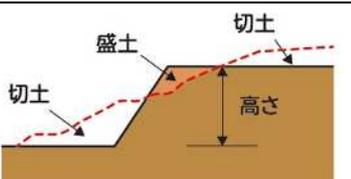
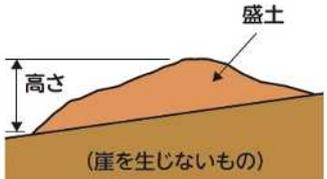
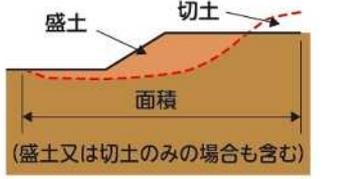
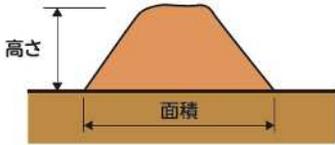
※上記以外の許可等を要しない工事については、「2-3 許可等を要しない工事」を参照。

※「みなし許可、みなし届出」とは、盛土規制法の許可・届出規模に該当する工事内容を含む都市計画法の開発許可を受けたものを言います。

2-2 許可・届出を要する工事

- 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域では、土地の形質変更又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものについて許可が必要です。
- 特定盛土等規制区域では、届出が必要となる場合があります。
- 許可工事に擁壁の工作物確認申請の対象工事を含む場合は、許可申請先にご相談ください。

[許可又は届出を要する行為]

	宅地造成等 工事規制区域	特定盛土等規制区域		イメージ図
	許可	許可	届出	
土地の形質変更	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの	
	④ 盛土で高さが2m超となるもの (①・③を除く)	④ 盛土で高さが5m超となるもの (①・③を除く)	④ 盛土で高さが2m超となるもの (①・③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする部分の面積が500㎡を超えるもの(※1)	⑤ 盛土又は切土をする部分の面積が3,000㎡を超えるもの(※1)	⑤ 盛土又は切土をする部分の面積が500㎡を超えるもの(※1)	
土石の堆積(※2)	⑥ 最大時の堆積高さが2mを超え、かつ面積が300㎡を超えるもの	⑥ 最大時の堆積高さが5mを超え、かつ面積が1,500㎡を超えるもの	⑥ 最大時の堆積高さが2mを超え、かつ面積が300㎡を超えるもの	
	⑦ 最大時の堆積面積が500㎡を超えるもの(※3)	⑦ 最大時の堆積面積が3,000㎡を超えるもの(※3)	⑦ 最大時の堆積面積が500㎡を超えるもの(※3)	

※1：盛土又は切土の厚さが「50cm」以下の部分の対象となりません。

※2：土石の堆積期間は、許可の日から最長5年とします。

※3：土石の堆積の厚さが「50cm」以下の部分の対象となりません。

【農地転用について】

農地法に基づく農地転用を行い、農地を農地以外のものとする場合、土地の形質変更の内容によっては許可対象工事となります。

農地転用による工事の内容が以下のいずれかに該当する場合などは、事前にご相談ください。

- ・面積が 500 m²を超えるもの
- ・1mを超える嵩上げをおこなうもの など

※許可対象となる行為は、「2-2 許可・届出を要する工事」を参照。

【市街化調整区域内での工事について】

本市では、市街化調整区域における開発行為等の規制に関する運用指針として、「市街化調整区域における開発許可制度の運用基準」を定めています。

市街化調整区域内で開発行為・建築行為等を行う場合は、事前相談を行ってください。

併せて、盛土規制法の許可又は届出を要する行為に該当するか内容確認を行います。開発許可等に該当しない行為でも、盛土規制法の許可等の対象となる場合がありますのでご注意ください。

[相談先]

都市戦略局計画部開発指導課

※内容により担当係が異なりますので、電話や窓口で相談内容をお伝えください。

2-3 許可等を要しない工事

「規制対象外となるもの」と「許可・届出が不要なもの」に分かれます。

「規制対象外となるもの」は、行為や土地の保全等について盛土規制法の適用を受けません。

一方で、「許可・届出が不要なもの」は、手続きは不要ですが、土地の保全などについて盛土規制法の適用を受けます。そのため、その後の維持管理状況について指導を行う場合があります。

【規制対象外となるもの】

(1) 公共施設用地（法第2条第1号文中、政令第2条、省令第1条）

- ・道路、公園、河川
- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道または無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設
- ・国または地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

※令和5年5月26日発出の「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行にあたっての留意事項について（技術的助言）」（以下、「技術的助言」）において、規制対象外と記載されています。

(2) その他、法の規制対象外となる行為（技術的助言より）

- ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為
（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充など）
- ※営農行為の範疇に含まれるか否かについては、農地担当部局（産業経済局農林課）に事前相談を行ってください。

[通常の営農行為等の例示]

区分	土地の形質の維持に該当する行為 (通常の営農行為) → 規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 → 盛土等規模によって規制対象
行為の例	<ul style="list-style-type: none"> ・耕起、代かき、整地、^{うねたて}畝立て ・畦畔の新設、補修、除去 ・土壌改良材の（基肥、たい肥等）投入 ・50 cm以下の表土の補充 ・表土の入れ替え ・農業用暗渠排水の新設、改修 ・盛土、切土を伴わない荒廃農地の再生（伐根、整地等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の大区画化、均平、勾配修正 ・盛土を伴う田畑転換 ・盛土、切土を伴う荒廃農地の整備 ・農道の整備 ・農業用施設用地の整備

- ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均しなど

【許可・届出が不要なもの】

土地の形質変更、土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等
(政令第5条第1項、省令第8条)

政令	<p>○鉱山保安法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第13条第1項 鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事 ・第36条、第37条、第39条、第48条第1項第2項 保安監督部長もしくは鉱務監督官の命令により実施する工事
	<p>○鉱業法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第63条第1項・第2項、第63条の2第1項・2項 認可を受けた鉱業の施業案の実施に係る工事
	<p>○採石法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第33条、第33条の5第1項 認可を受けた岩石採取の採取計画に係る工事 ・第33条の13、第33条の17 都道府県知事等の命令により実施する災害防止措置等の工事
	<p>○砂利採取法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条、第21条第1項 認可を受けた砂利採取の採取計画に係る工事 ・第23条 都道府県知事等の命令により実施する災害防止措置等の工事
省令	<p>○土地改良法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第2項の土地改良事業、第15条第2項の土地改良事業に附帯する事業 農業用排水施設の新設等、農用地の区画整理、農用地の造成等
	<p>○火薬類取締法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条、第10条第1項・第2項、第12条第1項・第2項 火薬類の製造施設の設置等に係る工事、火薬庫の設置等に係る工事 ・第27条第1項 火薬類の廃棄に係る工事
	<p>○家畜伝染病予防法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第21条第1項・第2項 家畜の死体の埋却に係る工事 ・第23条第1項・第3項 家畜伝染病の病原体に汚染又は汚染したおそれのある物品の埋却
	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条第6項、第14条第6項 一般廃棄物、産業廃棄物の処分業の許可に係る工事 ・第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項、第15条の2の6第1項 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置に係る工事 ・市町村から委託を受けて行う一般廃棄物の処分に係る工事
	<p>○土壤汚染対策法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条第1項 要措置区域等内の土壤の搬出に係る工事 ・第22条第1項、第23条第1項 汚染土壤の処理業の許可に係る工事

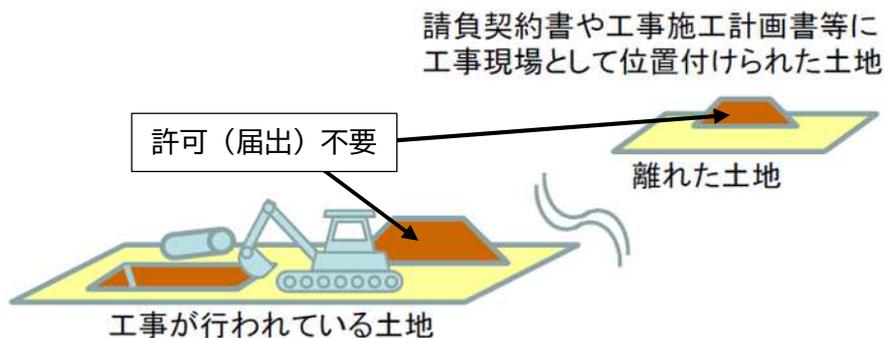
<p>○平成二十三年三月十一日に発生した東北地太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法</p> <p>・第15条、第17条第2項、第19条、第30条第1項、第31条第1項、第38条第1項、第39条第1項</p> <p>廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分に係る工事</p>
○森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
○国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
○高さが2m以下かつ面積500㎡超であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えないもの
○土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
○土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高差が50cmを超えないもの
○ <u>工事の施行に付随して行われる土石の堆積(※1)</u> であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの

※1 次の項目で補足説明しています。

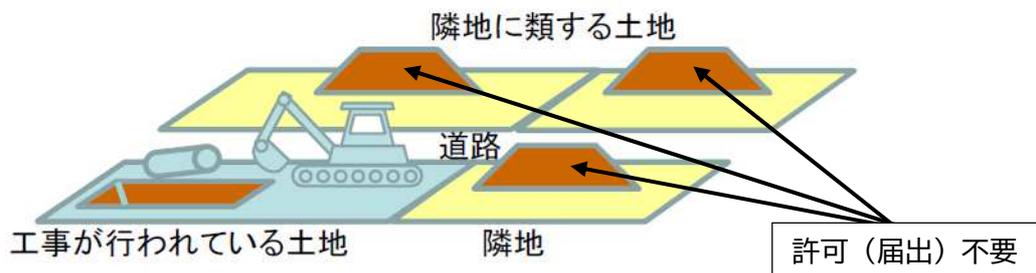
【工事の施行に付随して行われる土石の堆積】

「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

○「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)についても、工事の現場として取り扱います。

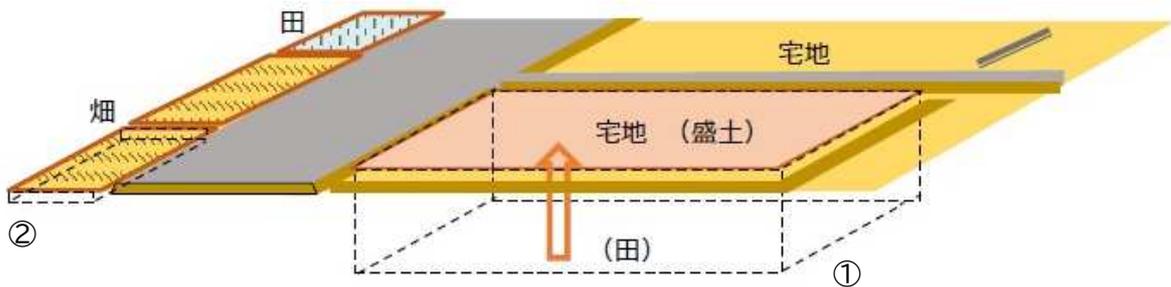


○「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。



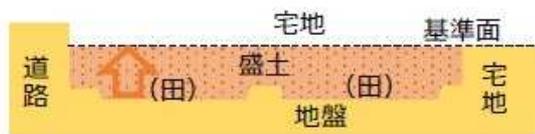
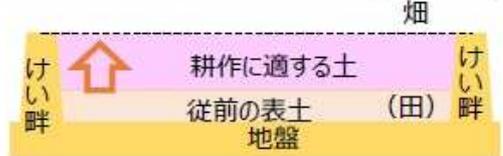
【窪地における盛土の規制要件の考え方について】

- ①四方の土地で最も低い土地の高さまで嵩上げをする場合、規制対象外となります。
- ②田の畦畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合、規制対象外になります。

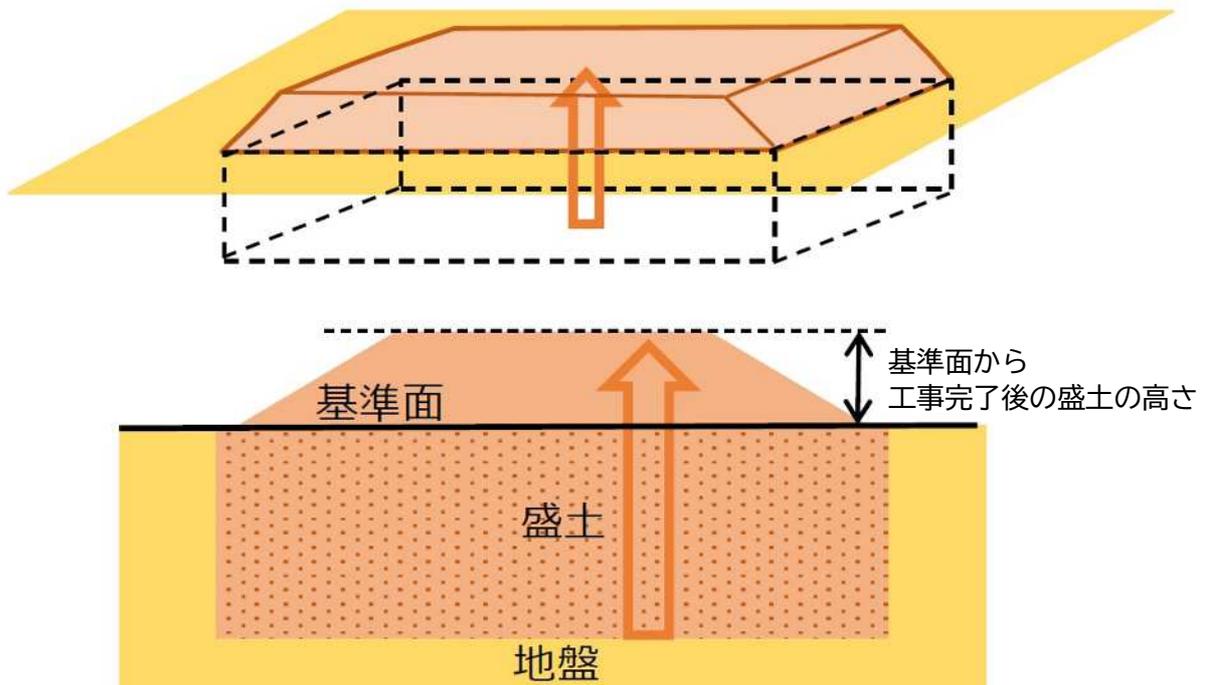


〔田に畦畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合〕

〔四方の土地で最も低い土地の高さまで嵩上げする場合〕



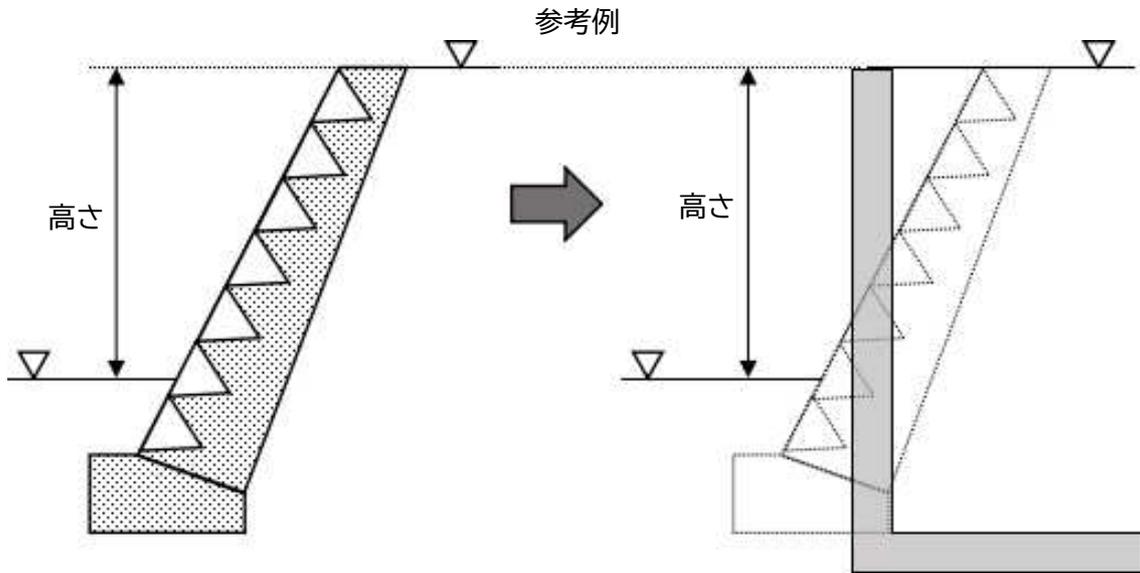
- ③窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面（基準面）を基準として、工事完了後の盛土との高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要になります。



※ ①～③は例示になります。不明な点などは事前に相談ください。

【既存擁壁のやり替えについて】

既存擁壁のやり替えで以下に示すように高さ・位置が変わらない工事は、土地の形質変更該当しないため、許可不要工事となります。なお、高さが2.0mを超える場合は、「6編 (2) 擁壁等を除却する工事の届出」が必要になります。



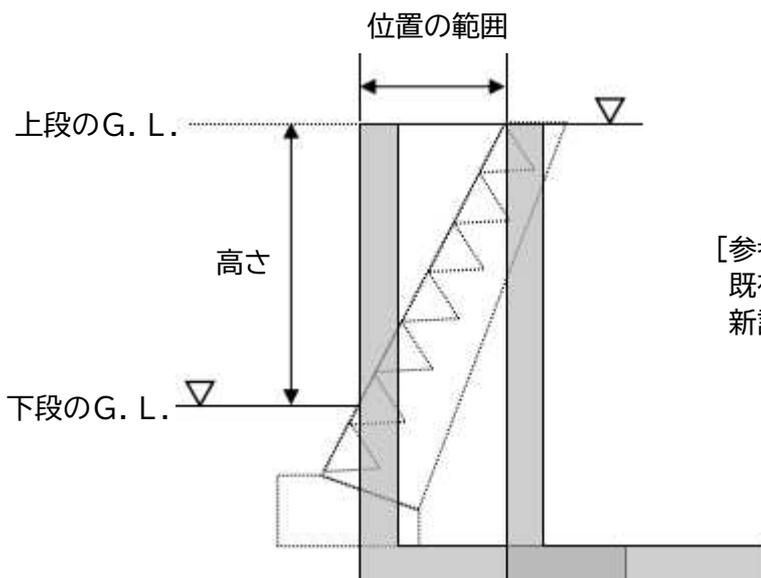
- ※1 盛土規制法の技術的基準に適合しない不適格擁壁（空石積み擁壁、増積み擁壁、二段擁壁、張り出し床版付擁壁など）へのやり替えは認めておりません。
- ※2 建築基準法の確認申請が必要な場合（高さ2.0mを超える擁壁）があります。

○高さ・位置の判断について

高さは、擁壁の設置による「既存地盤の高低差が変わらないこと（±10 cmの範囲内）」とします。

位置は、既存擁壁の「法尻から法肩までの範囲」とします。

既存擁壁の高さと地盤の高低差が異なる場合やその他判断が難しい場合は、開発指導課にご相談ください。



[参考例]
 既存擁壁：練積み擁壁
 新設擁壁：L型擁壁

2-4 許可・届出の特例について

【許可について】

(1) 許可権者の協議が成立した工事（法第15条第1項, 法第34条第1項）

国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う、土地の形質変更又は土石の堆積に関する工事については、許可権者との協議の成立により許可があったものとみなされます。

そのため、工事内容に応じて標識の掲示、定期報告、中間検査、完了検査などが必要となります。また、許可における技術的基準に照らし合わせて協議を行うこととなります。

これら以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可が必要となります。

協議を行うにあたっては、事前にご相談ください。

※ 協議の申し出については、「3-5 協議申出に必要な書類等」をご覧ください。

(2) 開発許可を受けて行われる工事（法第15条第2項, 法第34条第2項）

都市計画法第29条第1項、第2項の許可を受けて行う、土地の形質変更に関する工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなします。開発行為の許可申請時に、技術基準の審査を行います。

みなし許可における盛土規制法の適用については、以下の表のとおりです。

手続内容	盛土規制法の適用	備考
住民への周知	—	北九州市開発行為の許可等に関する条例に従う
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	適用	8編「許可の技術的基準」参照
許可証の交付 又は 不許可の通知	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	適用	5-4「中間検査」参照
定期報告	適用	5-5「定期報告」参照
標識の掲示	適用	5-2「標識の掲示」参照

【届出について】

(3) 開発許可を受けて行われる工事（法第27条第4項）

特定盛土等規制区域内において行われる土地の形質変更に関する工事について、都市計画法第29条第1項、第2項の許可申請を行ったときは、工事の届出を行ったものとみなします。

手続内容	盛土規制法の適用	備考
工事の届出 ・許可の公表、通知	—	都市計画法の規定に従う
標識の掲示	適用	5-2「標識の掲示」参照

※ 開発の手引きホームページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_01493.html

3編 申請手続きについて

3-1 許可手続きの流れ

(1) 土地の形質変更に関する工事

	申請者	北九州市	備考
本申請前	<p>事前打ち合わせ ←</p> <p>周辺住民への周知</p> <p>地権者等の同意</p>	<p>→事前打ち合わせ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 許可内容や添付書類等について確認を行う 「4-1 住民への周知」を参照
本申請	<p>許可申請書提出 →</p> <p>許可証受領 ←</p>	<p>→許可申請書の受理</p> <p>↓</p> <p>書類審査</p> <p>↓</p> <p>許可手続</p> <p>↓</p> <p>許可証の交付</p> <p>↓</p> <p>許可事項の公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請手数料の支払
工事施行	<p>標識の提示</p> <p>工事着手届提出 →</p>	<p>→工事着手届の受理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「5-2 標識の掲示」を参照 「5-1 工事着手の届出」を参照
	<p>(対象工事のみ)</p> <p>中間検査申請書提出 →</p> <p>合格証の受領 ←</p>	<p>→中間検査申請書の受理</p> <p>↓</p> <p>中間検査</p> <p>↓</p> <p>合格証の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「5-4 中間検査」を参照 中間検査手数料の支払
	<p>定期報告書の提出 →</p>	<p>→定期報告書の受理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「5-5 定期報告」を参照
	<p>完了検査申請書提出 →</p> <p>検査済証の受領 ←</p>	<p>→完了検査申請書の受理</p> <p>↓</p> <p>完了検査</p> <p>↓</p> <p>検査済証の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「5-6 完了検査」を参照

※変更申請については、「5-3 変更の許可等」を参照してください。

(2) 土石の堆積に関する工事

	申請者	北九州市	備考
本申請前	事前打ち合わせ←	→事前打ち合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・許可内容や添付書類等について確認を行う ・「4-1 住民への周知」を参照
	周辺住民への周知 地権者等の同意		
本申請	許可申請書提出	→許可申請書の受理 ↓ 書類審査 ↓ 許可手続 ↓ 許可証の交付 ↓ 許可事項の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手数料の支払
	許可証受領←		
工事施行	標識の提示		<ul style="list-style-type: none"> ・「5-2 標識の掲示」を参照 ・「5-1 工事着手の届出」を参照
	工事着手届提出	→工事着手届の受理	
	(対象工事のみ)		<ul style="list-style-type: none"> ・「5-5 定期報告」を参照
	定期報告書の提出	→定期報告書の受理	
	確認申請書提出	→確認申請書の受理 ↓ 除却の確認 ↓ 確認済証の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・「5-6 完了検査」を参照
確認済証の受領←			

※ 変更申請については、「5-3 変更の許可等」を参照してください。

3-2 許可・届出の申請先

- (1) 宅地造成等工事規制区域での工事
都市戦略局計画部開発指導課
- (2) 特定盛土等規制区域での工事
産業経済局農林水産部農林課

3-3 標準処理期間

申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。事前協議、不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあるので、目安として考えてください。

対象となる事務		標準処理期間（日）
土地の形質変更	工事の許可	30
土石の堆積	工事の許可	14

3-4 許可・届出に必要な書類等

許可又は届出の際は、所定の様式に必要な書類等を添付して、正本1部、副本1部の計2部を提出してください。

- (1) 土地の形質変更に関する工事の必要書類等
[申請書類]

綴じ順	書類名			◎：必須 ○：該当 あれば	
	根拠規定	内容	備考	許可	届出
1	許可申請書				
	省令第7条第1項 省令第63条第1項	<input type="checkbox"/> 許可申請書(省令様式2)		◎	-
2	届出書				
	省令第58条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 届出書(省令様式19)		-	◎
3	住民への周知に関する書類				
	省令第7条第1項11号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 周知措置報告書(参考様式) <input type="checkbox"/> 周知範囲を示す資料 <input type="checkbox"/> 周知を行った資料		◎	-
4	隣接者の承諾に関する書類				
	省令第7条第1項12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 承諾内容が分かる確認書類	・施工に伴い隣接地に影響を与える物件(擁壁、水路など)がある場合など ・説明、協議内容が分かる書類を提出	○	-

綴じ順	書類名			◎：必須 ○：該当 あれば	
	根拠規定	内容	備考	許可	届出
5	工事主の確認書類				
	省令第7条第1項第7,8号 省令第63条第1項第1号 省令第58条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類 <input type="checkbox"/> 工事主が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載は不要）、個人番号カード（表面のみ、個人番号は黒塗り）の写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類	◎	◎
6	工事主の資力・信用確認書類				
	省令第7条第1項第9号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 申告書(細則様式) <input type="checkbox"/> 資金計画書(省令様式3) <input type="checkbox"/> 誓約書(参考様式) <input type="checkbox"/> 納税証明書又は完納証明書 <input type="checkbox"/> 事業経歴書	4-3「工事主の資力・信用の確認」を参照	◎	-
7	工事施行者の能力確認書類				
	省令第7条第1項12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 申告書(細則様式) <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 事業経歴書 <input type="checkbox"/> 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書		◎	-
8	土地所有者等の同意に関する書類				
	省令第7条第1項10号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 同意書(参考様式) <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書 その他権利関係を示す書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・権利者全員の同意が必要 ・印鑑証明書を添付すること（自署を除く） ・権利者が本人のみの場合、同意書は不要 	◎	-
9	設計者の資格確認書類				
	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 申告書(参考様式) 以下のうち必要なもの <input type="checkbox"/> 卒業証明書 <input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書等	以下の場合に必要な <ul style="list-style-type: none"> ・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置 4-7「設計者の資格が必要となる工事」を参照	○	-
10	公共施設管理者との協議に関する書類				
	省令第7条第1項12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 公共施設管理者協議報告書(参考様式)	公共施設が隣接し、施工に伴い影響を与える場合	○	

綴じ順	書類名			◎：必須 ○：該当 あれば	
	根拠規定	内容	備考	許可	届出
11	排水能力を確認する書面				
	省令第7条第1項12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 流量計算書	排水施設の設置計画において必要とされた場合	○	—
12	施工管理計画書				
	省令第7条第1項12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 施工管理計画書	施工内容に応じて以下の項目を記載 ①擁壁に関すること ②写真管理に関すること ③中間検査	○	—
13	委任状				
	省令第7条第1項12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 委任状	・申請から完了に関する権限を委任する場合(様式は任意) ・印鑑証明書を添付すること(自署を除く)	○	○
14	現況写真				
	省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号 省令第58条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	・土地の全景、高低差、既設構造物など ・撮影方向が分かる図面等を添付	◎	◎
15	構造計算書				
	省令第7条第1項2号 省令第63条第1項第1号	<input type="checkbox"/> 構造計算書	コンクリート造擁壁の構造計算、安定計算	○	—
16	土質安定計算書				
	省令第7条第1項3号、4号 省令第63条第1項第1号、2号	<input type="checkbox"/> 盛土の安定計算書	渓流等において高さ15m超の盛土をする場合(政令第7条第2項第2号)	○	—
<input type="checkbox"/> 崖面の安定計算書		崖面を擁壁で覆わない場合	○	—	
17	土質調査資料				
	省令第7条第1項12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 土質調査結果報告書	・高さが5mを超える擁壁の設置を行う場合 ・新しく大規模盛土を行う場合 など	○	

[申請図面]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	◎：必須 ○：該当 あれば	
					許可	届出
1	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 施行地区（朱線で囲む） 	1/10,000以上		◎	◎
2	地形図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 申請地及び隣接地の地番 	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	◎	◎
3	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 盛土又は切土をする土地の部分 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置 宅地の計画高 BMの位置、高さ 	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること 	◎	◎
4	土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 盛土、切土をする前後の地盤面（盛土、切土の範囲が分かるよう色分けをすること） 	1/2,500以上	高低差の著しい個所について作成すること	◎	◎
5	排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 水の流れの方向 吐口の位置 放流先の名称 	1/500以上		○	○
6	排水施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> 開きよ、暗きよ、堰堤、入孔、集水桝等の構造物 形状、寸法及び使用材料 	1/50以上		○	○
7	崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖の高さ及び勾配 土質（土質の種類が二以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 盛土又は切土をする前の地盤面 崖面の保護の方法 擁壁の位置 	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項を示すことを要しない	○	○
8	擁壁の断面図（構造図）	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法、勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 鉄筋の位置、径及びかぶり寸法 地盤支持力 	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない 地盤支持力の確認方法及び地盤支持力が不足する場合の対応方法も記載すること 	○	○

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	◎：必須 ○：該当 あれば	
					許可	届出
9	擁壁の背面図（展開図）	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の高さ、延長 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 ・基礎の形状、根入れ深さ ・隅角部の補強の位置 ・地盤改良の方法、位置、深さ、幅、配合量等 	1/50以上		○	○
10	崖面崩壊防止施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法 	1/50以上		○	○
11	崖面崩壊防止施設の背面図（展開図）	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること	○	○
12	求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地の面積 ・盛土、切土をする土地の面積（区分が分かるよう色分けをすること） 	1/2,500以上		◎	◎

※図の凡例は、別表1（P73）を参考にしてください。

(2) 土石の堆積に関する工事の必要書類等

[申請書類]

綴じ順	書類名			◎：必須 ○：該当 あれば	
	根拠規定	内容	備考	許可	届出
1	許可申請書				
	省令第7条第1項 省令第63条第1項	<input type="checkbox"/> 許可申請書(省令様式4)		◎	—
2	届出書				
	省令第58条第2項第1項	<input type="checkbox"/> 届出書(省令様式20)		—	◎
3	住民への周知に関する書類				
	省令第7条第2項9号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 周知措置報告書(参考様式) <input type="checkbox"/> 周知範囲を示す資料 <input type="checkbox"/> 周知を行った資料		◎	—
4	工事主の確認書類				
	省令第7条第2項第5号 省令第63条第2項第1号 省令第58条第2項第1号	工事主が個人の場合 <input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類(本人確認書類)は、住民票の写し(個人番号の記載は不要)、個人番号カード(表面のみ、個人番号は黒塗り)の写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類	◎	◎
5	工事主の資力・信用確認書類				
	省令第7条第2項第7号 省令第63条第2項第1号 省令第58条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 申告書(細則様式) <input type="checkbox"/> 資金計画書(省令様式5) <input type="checkbox"/> 誓約書(参考様式) <input type="checkbox"/> 納税証明書又は完納証明書 <input type="checkbox"/> 事業経歴書	4-2「工事主の資力・信用の確認」を参照	◎	—
6	工事施行者の能力確認書類				
	省令第7条第1項12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 申告書(細則様式) <input type="checkbox"/> 法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 事業経歴書 <input type="checkbox"/> 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書		◎	—
7	土地所有者等の同意に関する書類				
	省令第7条第2項8号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 同意書(参考様式) <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書その他権利関係を示す書類の写し	・印鑑証明書を添付すること(自署を除く) ・権利者が本人のみの場合、同意書は不要	◎	—
8	委任状				
	省令第7条第1項12号 省令第63条第1項第2号	<input type="checkbox"/> 委任状	・申請から完了に関する権限を委任する場合(様式は任意) ・印鑑証明書を添付すること(自署を除く)	○	○

綴じ順	書類名			◎：必須 ○：該当 あれば	
	根拠規定	内容	備考	許可	届出
9	現況写真				
	省令第7条第2項第4号 省令第63条第2項第1号 (省令第58条第2項第1号)	<input type="checkbox"/> 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	・土地の全景、高低差、既設構造物など ・撮影方向が分かる図面等を添付	◎	◎
10	土石の崩壊防止措置の設計書				
	省令第7条第2項2号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 構台等の設計書 <input type="checkbox"/> 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 <input type="checkbox"/> 堆積箇所の配置及び空地の確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	○	—
11	土砂流出防止措置の設計書				
	省令第7条第2項第3号 省令第63条第2項第1号	<input type="checkbox"/> 鋼矢板の設計書 <input type="checkbox"/> 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 <input type="checkbox"/> 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	○	—

[申請図面]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	◎：必須 ○：該当 あれば	
					許可	届出
1	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000以上		◎	◎
2	地形図	・方位 ・土地の境界線 ・申請地及び隣接地の地番	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	◎	◎
3	土地の平面図	・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等(勾配1/10を超える場合) ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設(側溝等) ・土砂流出防止措置の位置と内容	1/500以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	◎	◎
4	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所について作成すること	◎	◎
5	求積図	・土石の堆積を行う土地の面積	1/2,500以上		◎	◎

※図の凡例は、別表1(P73)を参考にしてください。

3-5 協議申出に必要な書類等

協議申し出の際は、所定の様式に必要な書類等を添付して、正本1部、副本1部の計2部を提出してください。

※当該事項は、「2-4(1)許可権者の協議が成立した工事」に関する協議申出になります。

- (1) 土地の形質変更に関する工事の必要書類等
- ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書
 - ・3-4(1)に示す添付書類・図面
 - ・工事施行者との契約関係を示す書類の写し

ただし、以下の書類は添付不要です。

- ・許可申請書
- ・届出書
- ・申請者確認書類
- ・申請者の資力・信用確認書類
- ・周辺住民への周知を行ったことを証する書類
- ・施行者の能力を証する書類

- (2) 土石の堆積に関する工事の必要書類等
- ・土石の堆積に関する工事の協議申出書
 - ・3-4(2)に示す添付書類・図面
 - ・工事施行者との契約関係を示す書類の写し

ただし、以下の書類は添付不要です。

- ・許可申請書
- ・届出書
- ・申請者確認書類
- ・申請者の資力・信用確認書類
- ・周辺住民への周知を行ったことを証する書類
- ・施行者の能力を証する書類

3-6 申請手数料

申請にあたっては、北九州市手数料条例別表に定める手数料が必要です。

(1) 許可手数料

1 土地の形質変更		
(1) 工事の許可		
	盛土又は切土をする土地の面積	手数料
	500 m ² 以内のもの	16,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	28,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	40,000 円
	2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	59,000 円
	3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	68,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	92,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	140,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	220,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	350,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	500,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	650,000 円
(2) 工事の変更許可		
	1 件につき、アからウを合算した額。ただし、その金額が 650,000 円を超えるときは、650,000 円	
	項目	手数料
	ア 工事の設計変更（イのみに該当する場合を除く）	工事の許可金額の 1/10 ※
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計変更	面積に応じた工事の許可金額
	ウ その他の変更	10,000 円

2 土石の堆積		
(1) 工事の許可		
	土石の堆積を行う土地の面積	手数料
	500 m ² 以内のもの	11,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	14,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	16,000 円
	2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	20,000 円
	3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	29,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	32,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	39,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	54,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	74,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	110,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	130,000 円
(2) 工事の変更許可		
	1 件につき、アからウを合算した額。ただし、その金額が 130,000 円を超えるときは、130,000 円	
	項目	手数料
	ア 工事の設計変更（イのみに該当する場合を除く）	工事の許可金額の 1/10 ※
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計変更	面積に応じた工事の許可金額
	ウ その他の変更	10,000 円

※イに規定する変更を伴う場合：変更前の面積に応じた工事の許可金額の 1/10
面積の縮小を伴う場合：縮小後の面積に応じた工事の許可金額の 1/10

(2) 中間検査手数料

1	土地の形質変更	
	(1) 中間検査	
	盛土又は切土をする土地の面積	手数料
	20,000 m ² 以内のもの	6,100 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	12,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	24,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	43,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	61,000 円

※中間検査手数料は、初回の検査申請時に徴収します。

同一工事で中間検査件数が複数となる場合でも、追加徴収は行いません。

中間検査に関する内容は、5-4「中間検査」を参照してください。

3-7 許可又は不許可について（法第14条, 第33条）

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法に定める基準を満たしているときは、許可証の交付を行います。許可にあたり、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付する場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を示した上で書面による通知を行います。

3-8 許可・届出情報の公表（法第12条第4項, 第27条2項, 第30条第4項）

地域の住民等が不法・危険盛土等を認識しやすい環境整備を目的として、許可・届出を行った工事に関する事項を公表します。

公表する事項は、以下のとおりです。

[公表事項]

- ・工事主の氏名又は名称
- ・工事が行われる土地の所在地・位置図
- ・工事の許可年月日及び許可番号（工事の届出年月日）
- ・工事施行者の氏名又は名称
- ・工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※（ ）は届出の場合、その他は共通事項

4編 許可基準について

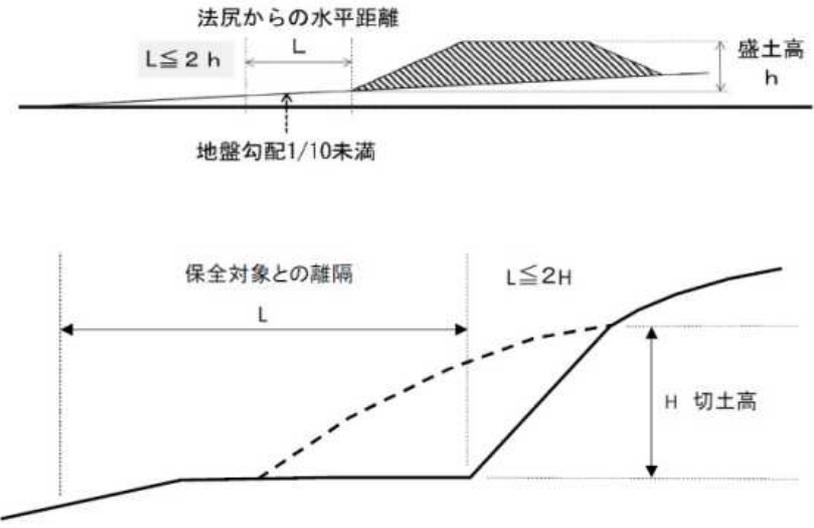
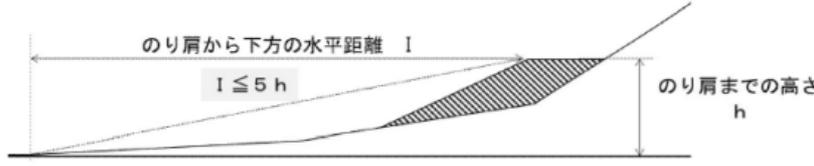
4-1 住民への周知（法第11条, 第29条）

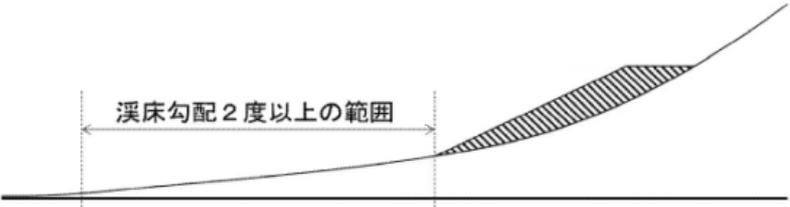
工事主は許可の申請前に、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、宅地造成等に関する工事の内容を周知しなければなりません。

- ①説明会
 - ②書面の配布
 - ③土地又は周辺への掲示及びインターネットによる閲覧
- 申請時に、周知措置報告書の提出が必要です。

○ 以下の土地において15mを超える盛土を行う場合は、「説明会」により周知を行ってください。

- ① 山間部における河川の流水が継続して存する土地
- ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を示している土地
- ③ ①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域で、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲（参考図）
①平地盛土（※1） ②切土 ③土石の堆積	<p>次のすべて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図Lの範囲） 
腹付け盛土（※2）	<p>次のすべて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図Iの範囲） 

<p>①溪流等における盛土 ②谷埋め盛土（※3） ③腹付け盛土のうち、 下流に溪流等の溪床 が存在するもの</p>	<p>次のすべて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土等を行う土地の隣接地 ・下流の溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図） 
---	---

- ※1：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 ※2：勾配1/10超の傾斜地地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 ※3：谷や沢を埋め立てて行う盛土

4-2 隣接者の承諾

工事の施工により隣接者が所有する物件に影響を与える場合は、原則、対面で隣接地権者等に工事内容の説明を行い、承諾を得てください。

許可申請時に承諾を得た内容が分かるよう、確認した書類を提出してください。

※例えば、工事の説明を丁寧に行う、工事中に適切な対応を行う、承諾した確認として図面等に自署をもらうなど、許可工事に伴うトラブルを防ぐよう工夫してください。

4-3 工事主の資力・信用の確認（法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号）

工事の許可申請にあたって、工事主の工事を行うために必要な資力及び信用を有しているか審査を行います。確認は、以下に示す資料により行います。

	工事主が個人の場合	工事主が法人の場合
本人 確認 書類	<input type="checkbox"/> 氏名及び住所を証する書類 住民票の写し（個人番号の記載は不要）、 個人番号カード（表面のみ、個人番号は黒塗 り）の写し又はこれらに類するもので、氏名 及び住所を証する書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所を証する書類
資力・ 信用 確認 書類	<input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 暴力団等に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 納税証明書（前年度の所得税、事業 税、市町村民税、固定資産税）又は完 納証明書 <input type="checkbox"/> 事業経歴書 ※個人事業主でない場合、納税証明書 （事業税）及び事業経歴書は不要です。	<input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 暴力団等に該当しないことの誓約書 <input type="checkbox"/> 納税証明書（前年度の法人税、事業 税、市町村民税、固定資産税）又は完 納証明書 <input type="checkbox"/> 事業経歴書

4-4 工事施行者の能力確認（法第12条第2項第3号, 第30条第2項第3号）

工事の許可申請にあたって、工事施行者に工事を完成するために必要な能力があるか審査を行います。確認は、以下に示す資料により行います。

- 工事施行者の施行能力に関する申告書
- 法人の登記事項証明書（個人の場合は、個人番号の記載がない住民票の写し）
- 事業経歴書
- 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書

4-5 土地所有者等の同意（法第12条第2項第4号, 第30条第2項第4号）

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。工事主は、同意書を提出してください。

（1）同意を必要とする権利者

工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者

- ※ 権利関係を確認するため、その書類の写し等を添付してください。
- 権利者の印鑑証明書（氏名を自署する場合は不要）を添付してください。

4-6 技術基準への適合（法第13条第2項第1号, 第30条第2項第1号）

許可を受ける工事の内容は、政令で定める技術的基準に従い、盛土等に伴う災害を防止するため必要な措置が講じられたものでなければなりません。

政令では、以下のように技術的基準が規定されています。

技術的基準の詳細については、8編を参照してください。

政令	技術的基準
第7条	地盤について講ずる措置
第8条	擁壁の設置
第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第10条	練積み造の擁壁の構造
第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第12条	擁壁の水抜穴
第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第14条	崖面崩壊防止施設の設置
第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
第16条	排水施設の設置
第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
第18条	特定盛土等に関する工事（第7条から第17条までの規定の準用）
第19条	土石の堆積に関する工事

4-7 設計者の資格が必要となる工事

（1）対象となる工事（法第13条2項, 第31条第2項, 政令第21条, 第31条第1項）

- ・ 高さが5mを超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

（2）設計者の資格（政令第22条）

上記の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者

- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 主務大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者

(3) 同等以上の知識及び経験を有する者

(2)の⑤に該当する者は、省令第35条及び「建設省告示第1005号」に定められており、以下の者になります。

・省令第35条関連

- ① 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者

・「建設省告示第1005号」関連

- ② 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者
- ③ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
- ④ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
- ⑤ ②から④のいずれかに該当する者のほか、主務大臣が①に該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

4-8 公共施設が隣接する場合

申請地が公共施設と隣接しており、施工により影響を与える場合は、公共施設管理者と協議を行い、結果を報告してください。

(1) 公共施設管理者協議報告書に記載が必要な事項

- ① 対象となる公共施設
- ② 協議内容
- ③ 協議日
- ④ 担当課及び担当者

5編 工事施行に係る手続き

5-1 工事着手の届出

工事に着手するときは、着手届出書に以下の資料を添付して届出をしてください。

- ・ 標識の設置状況がわかる写真
- ・ 工程表

※工程表には、中間検査、定期報告の予定も記載してください。

5-2 標識の掲示（法第49条）

許可を受けた工事又は届出を行った工事については、着手前に土地の見やすい場所へ標識を設置してください。

（1）掲示内容（省令第87条）

- ① 工事主の氏名又は名称及び住所（法人は代表者の氏名）
- ② 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 現場管理者の氏名又は名称
- ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- ⑪ 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

※次ページを参考に掲示内容を記載してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90 センチメートル以上					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
70 センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50 センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

90 センチメートル以上			
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

70 センチメートル以上

70 センチメートル以上

50 センチメートル以上

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

5-3 変更の許可等

(1) 工事の変更許可（法第 16 条, 第 35 条）

工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

変更の許可は、工事の許可に準じ、許可条件・許可の付帯条件・許可事項の公表などが適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査・定期報告・完了検査等が必要です。

工事の変更をする場合は、変更許可申請書とともに、変更に伴いその内容が変更される書類を添付して提出ください。添付書類（3-4 参照）は、変更前と変更後の内容（工法や数値など）が分かるようにし、変更後の内容は朱書きで記載してください。

(2) 軽微な変更（省令第 38 条, 第 68 条）

工事主は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。軽微な変更は、以下の事項になります。この場合、変更許可の申請は不要です。

[土地の形質変更に関する工事]

- ・ 工事主の氏名もしくは名称又は住所の変更
- ・ 設計者の氏名もしくは名称又は住所の変更
- ・ 工事施行者の氏名もしくは名称又は住所の変更
- ・ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

[土石の堆積に関する工事]

- ・ 工事主の氏名もしくは名称又は住所の変更
- ・ 設計者の氏名もしくは名称又は住所の変更
- ・ 工事施行者の氏名もしくは名称又は住所の変更
- ・ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

(3) 工事の変更届出（法第 28 条）

特定盛土等規制区域内で行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届け出を行っており、工事の計画を変更しようとする場合には、変更後の工事の内容を届け出る必要があります。

変更を届け出る場合は、工事の変更届出書に、変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、30 日前までに提出ください。添付書類（3-4 参照）は、変更前と変更後の内容（工法や数値など）が分かるようにし、変更後の内容は朱書きで記載してください。

変更の内容によっては許可対象となる可能性があるため、事前に相談ください。

(4) 留意事項

変更内容に応じて、標識の掲示内容を修正してください。

5-4 中間検査（法第 18 条, 第 37 条）

土地の形質変更に関する工事のうち、一定規模を超えかつ特定工程を含む工事については、中間検査を受ける必要があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することはできません。協議が成立した工事・開発許可を受けて行われるみなし許可の工事も、中間検査の対象になります。なお、土石の堆積に関する工事については、中間検査の対象となりません。

(1) 中間検査の対象となる工事の規模及び特定工程

工事の種類	対象規模 (政令第23条, 第32条第1項)	特定工程 (政令第24条, 第32条第2項)
土地の形質変更	①盛土で高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で高さが5mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さが5mを超える崖を生ずるもの(①、②を除く) ④盛土で高さが5mを超えるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土で面積が3,000㎡を超えるもの(①～④を除く)	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設(暗渠排水管)を設置する工事の工程

(2) 中間検査の主な項目

土地の形質変更	着眼点	検査時期
盛土工事	①暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか ②暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか ③暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か ④現況地盤からの湧水は適切に処理されているか ⑤溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか	暗渠排水管設置完了時
切土工事	①暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか ②暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか ③暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か ④湧水は適切に処理されているか ⑤溝堀は適切に処理されているか	暗渠排水管設置完了時

(3) 中間検査の申請(省令第45条, 第75条)

検査項目の工程が完了後、4日以内に以下の資料を提出してください。

- ・中間検査申請書
- ・平面図(検査項目が分かるよう記載してください。)
- ・工事写真

なお、検査に備えて、排水施設の形状、寸法、設置状況を明らかにする写真(テープ等を添えて寸法がわかるもの)を作成し、検査の際に特定工程の施工状況が分かるようにしてください。

中間検査申請時に、手数料の支払いが必要になります。

黒板記入例(参考になさってください)

令和〇年 許可〇〇〇〇号		40 cm 位
工種別	暗渠排水管設置	
撮影位置	断面A-A11	
延長	30m	
口径	150mm	

← 50cm位 →

(4) 検査

提出書類を基に、検査を行います。

必要に応じて、特定工程が適切に施行されているか現地確認を行います。

(5) 検査結果

検査に合格した後、中間検査合格証の交付を行います。

5-5 定期報告（法第19条, 第38条）

一定規模を超える工事については、工事の実施状況やその他主務省令で定める事項について、定期的な報告が必要です。協議が成立した工事・開発許可を受けて行われるみなし許可の工事も、定期報告の対象になります。

(1) 定期報告の対象となる工事の規模（政令第25条, 第33条）

工事の種類	対象規模
土地の形質変更	①盛土で高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で高さが5mを超える崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さが5mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く） ④盛土で高さが5mを超えるもの（①、③を除く） ⑤盛土又は切土で面積が3,000㎡を超えるもの（①～④を除く）
土石の堆積	①堆積の高さが5mを超えかつ面積が1,500㎡を超えるもの ②堆積の面積が3,000㎡を超えるもの

(2) 定期報告内容（省令第50条, 第80条）

工事の種類	報告内容
土地の形質変更	①工事の土地の所在地 ②工事の許可年月日及び許可番号 ③前回の報告年月日 ④報告時点における盛土又は切土の高さ ⑤報告時点における盛土又は切土の面積 ⑥報告時点における盛土又は切土の土量 ⑦報告時点における擁壁等の工事の施行状況
土石の堆積	①工事の土地の所在地 ②工事の許可年月日及び許可番号 ③前回の報告年月日 ④報告時点における土石の堆積の高さ ⑤報告時点における土石の堆積の面積 ⑥報告時点における土石の堆積の土量 ⑦前回の報告時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

(3) 定期報告書の提出について

3ヵ月毎に、定期報告書、工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真を提出してください。

(4) 留意事項

黒板等を使って必要な寸法を記入の上、高さや施行状況が分かるよう撮影してください。



5-6 完了検査（法第17条, 第36条）

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは確認を受ける必要があります。

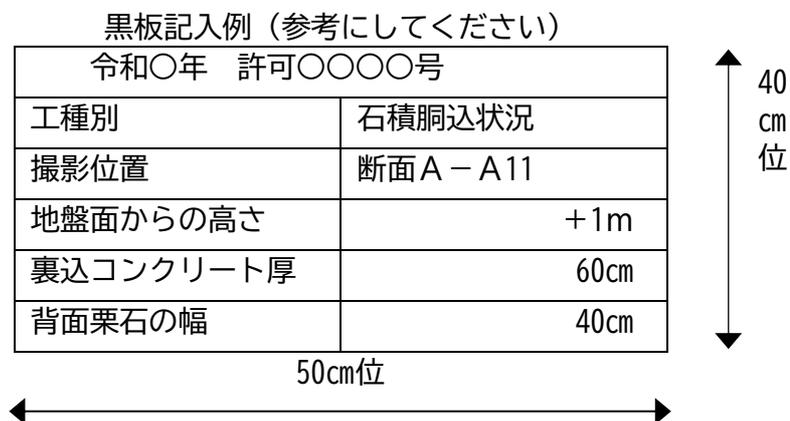
（1）土地の形質変更に関する工事

①完了検査の申請

土地の形質変更に関する工事が完了後、4日以内に④の資料を提出してください。

なお、検査に備えて、構造物の形状、寸法を明らかにする写真（スタッフ、テープ、ポール等を添えて寸法がわかるもの）、その他の資料を作成し、検査の際に工事の全容、特に外部より検査の困難な基礎、裏込、配筋、30cm毎の転圧状況等の施工状況が確認できるようにしてください。

- ・撮影位置がわかるよう丁張等を基準にし、下図に示す黑板等を使って必要な寸法を記入の上、各部寸法が明確にわかるよう箱尺を使用して撮影してください。
- ・原則、工種及び構造物等の種別毎に撮影してください。
- ・擁壁については、床堀（深さ、幅）、地盤支持力、基礎（栗石等、及びコンクリートの幅、厚さ）、鉄筋（径、間隔）、胴込コンクリートの幅、控え長さ、背面栗石等の幅などの見出しを付し、必要に応じ説明を記載してください。



②現地検査

日程については、検査等申請時に担当職員と打ち合わせをしてください。

検査では、許可申請の内容と整合しているか確認を行うので、必要な道具（スタッフ、テープなど）を準備してください。

許可申請の内容と相違がある場合は、手直しが必要となります。手直しの方法やその後の検査については、担当職員と打合せをしてください。

③検査結果

検査に合格した後、検査済証の交付を行います。

④提出書類

- ・完了検査申請書
- ・工事写真
- ・地盤支持力等報告書（地盤支持力、裏埋め土（盛土）内部摩擦角等の調査結果など）
- ・部材の品質、数量等を確認できる書類
- ・完了図面（次ページ参照）
- ・その他工事施行確認のために必要な書類

[提出図面]

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	◎：必須 ○：該当 あれば
1	位置図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/10,000 以上		◎
2	地形図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 申請地及び隣接地の地番 	1/2,500 以上		◎
3	土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 盛土又は切土をする土地の部分 崖 擁壁 崖面崩壊防止施設 排水施設 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置 	1/2,500 以上		◎
4	土地の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 盛土、切土をする前後の地盤面（盛土、切土の範囲が分かるよう色分けをすること） 	1/2,500 以上		◎
5	排水施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 水の流れの方向 吐口の位置 放流先の名称 	1/500 以上		○
6	排水施設の構造図	<ul style="list-style-type: none"> 開きよ、暗きよ、堰堤、入孔、集水柵等の構造物 形状、寸法及び使用材料 	1/50 以上		○
7	崖の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 崖の高さ及び勾配 土質（土質の種類が二以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 盛土又は切土をする前の地盤面 崖面の保護の方法 	1/50 以上		○
8	擁壁の断面図	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法、勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 地盤支持力 	1/50 以上	地盤支持力の確認結果を記載すること。	○

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	◎：必須 ○：該当 あれば
9	擁壁の背面図 (展開図)	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の高さ、延長 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 ・基礎の形状、根入れ深さ ・隅角部の補強の位置 ・地盤改良の方法、位置、深さ、幅、配合量等 	1/50 以上		○
10	崖面崩壊防止 施設の断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法 	1/50 以上		○
11	崖面崩壊防止 施設の背面図	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	1/50 以上		○
12	求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地の面積 ・盛土、切土をする土地の面積（区分が分かるよう色分けをすること） 	1/2,500 以上		◎

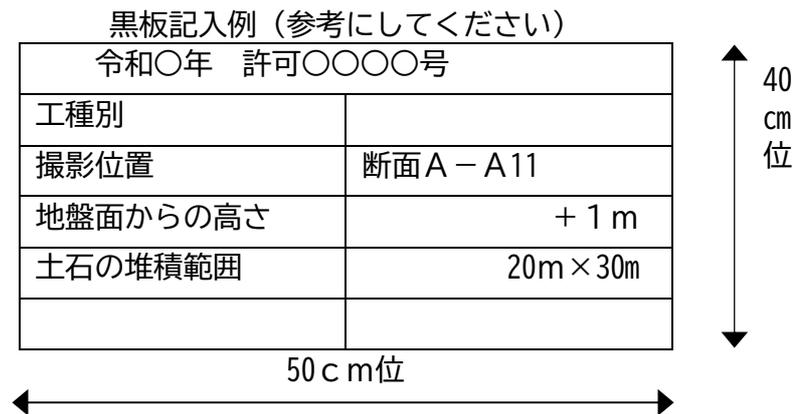
(2) 土石の堆積に関する工事

①確認の申請

土石の堆積に関する工事が完了後、4日以内に④の書類を提出してください。

なお、土石の堆積の除却確認までの工事内容確認のため、工事の全容、特に土石の堆積の形状、寸法、土砂流出防止措置の状況など平面図に記載された内容を明らかにする写真（スタッフ、テープ、ポール等を添えて寸法がわかるもの）、その他の資料を作成してください。

- ・撮影位置がわかるよう、下図に示す黑板等を使って必要な寸法を記入の上、各部寸法が明確にわかるよう箱尺を使用して撮影してください。
- ・撮影箇所は1施工箇所の施工内容毎に撮影してください。
- ・構台や鋼矢板設置においては、使用資材や設置状況、設置後の状況など施行状況が分かるようにしてください。



②確認

提出書類を基に、除却の確認等を行います。
必要に応じて、土石が適切に除却されているか現地確認を行います。

③確認結果

確認が完了した後、確認済証の交付を行います。

④提出書類

- ・確認申請書
- ・工事写真

(3) 完了検査の特例

「2-4(1) 許可権者の協議が成立した工事」で、国又は都道府県、政令市、中核市の検査機関が検査を行う場合は、検査の完了が確認できる書類の写しを提出することで、検査の一部を省略することができます。

6編 その他の届出

法第 21 条, 40 条に基づき、以下の内容に該当する場合は、届出が必要です。

※第 2, 3 編の届出とは異なるので、ご注意ください。

(1) 規制区域指定の際の工事の届出

区域の指定より前に工事着手し、区域指定以降も以下の盛土等を行う場合、区域を指定した日から 21 日以内に届出が必要です。

- ・土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- ・土石の堆積（一時的な堆積）
- ・旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成（都市計画法の開発許可を取得しているものを含む）

※対象規模は、「2-2 許可・届出を要する工事」を参照

※令和 7 年 4 月 1 日から盛土規制法の運用を開始するため、令和 7 年 4 月 22 日までに届出を行ってください。

※旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可・旧宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び許可を要しない工事に該当するものは除きます。

[土地の形質変更に関する工事]

①届出書を提出してください。

②以下の規模に該当する場合は、図面と工事の施行状況が分かる写真を提出してください。

- ア 盛土で高さが 2m を超える崖を生ずるもの
- イ 切土で高さが 5m を超える崖を生ずるもの
- ウ 切土と盛土を同時に行い、5m を超える崖を生ずるもの
- エ 崖を生じない盛土で高さが 5m を超えるもの
- オ ア～オに該当しない盛土又は切土で面積が 3,000 m² を超えるもの

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・道路及び目標となる地物 	1/10,000 以上	
地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 	1/2,500 以上	等高線は、2m の標高差を示すものとする
土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置 	1/2,500 以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること

[土石の堆積に関する工事]

- ①届出書を提出してください。
 ②以下の規模に該当する場合は、図面と工事の施行状況が分かる写真を提出してください。

- ア 最大時の高さ5mを超えかつ面積が1,500㎡を超えるもの
 イ アに該当しない土石の堆積で、最大時の面積が3,000㎡を超えるもの

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等(勾配 1/10 を超える場合) ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設(側溝等) ・土砂流出防止措置の位置と内容	1/2,500 以上	

[届出内容の変更]

届出内容が変更となる場合は、届出工事の変更届出書(区域指定時)を提出してください。添付資料が必要な工事については、変更箇所を朱書きで示してください(添付資料に変更がない場合は提出不要)。ただし、工事内容が変更となる場合は、事前にご相談ください。許可対象となる場合があります。

(2) 擁壁等を除却する工事の届出

規制区域内で以下の工事を行う場合、工事に着手する日の14日前までに届出が必要です。

- ・高さが2mを超える擁壁又は崖面崩壊防止施設の全部又は一部を除却する工事
- ・地表水等を排除するための排水施設の全部又は一部を除却する工事
- ・地滑り抑制ぐい等の全部又は一部を除却する工事

①提出書類

擁壁等に関する工事の届出書、位置図、平面図、断面図(擁壁撤去の場合)、写真

※工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

※なお、当該工事を行うことにより、当該土地の安全性等を確保できない場合(擁壁等の撤去だけを行い崖が残るなど)、届出を受けることはできません。

※届出内容が変更となる場合は、届出工事の変更届出書(擁壁等の除却)を提出してください。図面は、変更箇所を朱書きで示してください(図面に変更がない場合は提出不要)。ただし、工事内容が変更となる場合は、事前にご相談ください。許可対象となる場合があります。

(3) 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に届出が必要です。

工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

①提出書類

擁壁等に関する工事の届出書、位置図、平面図、断面図(擁壁撤去の場合)、写真

参考資料

手続関係様式一覧

対象手続		様式	備考
許可工事	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令様式 2
		土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令様式 4
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	省令様式 7
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	省令様式 8
	完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令様式 9
		土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令様式 11
	中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令様式 13
	定期報告	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	細則様式
		土石の堆積に関する工事の定期報告書	細則様式
	申請時 確認書類	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	省令様式 3
		資金計画書（土石の堆積に関する工事）	省令様式 5
		工事主の資力及び信用に関する申告書	細則様式
		工事施行者の施行能力に関する申告書	細則様式
		周知措置報告書	参考様式
		設計者の資格に関する申告書	参考様式
同意書		参考様式	
暴力団等に該当しない旨の誓約書		参考様式	
公共施設管理者協議報告書		参考様式	
届出工事	当初	特定盛土等に関する工事の届出書	省令様式 19
		土石の堆積に関する工事の届出書	省令様式 20
	変更	特定盛土等に関する工事の変更届出書	省令様式 21
		土石の堆積に関する工事の変更届出書	省令様式 22
国等の協議	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	細則様式
		土石の堆積に関する工事の協議申出書	細則様式
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	細則様式
		土石の堆積に関する工事の変更協議申出書	細則様式
標識の掲示		宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	省令様式 23
		土石の堆積に関する工事の標識	省令様式 24
区域指定時 の届出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令様式 15
		土石の堆積に関する工事の届出書	省令様式 16
	変更	届出工事の変更届出書（区域指定時）	細則様式
擁壁等の除却 の届出	当初	擁壁等に関する工事の届出書	省令様式 17
	変更	届出工事の変更届出書（擁壁等の除却）	細則様式
公共施設用地の転用の届出		公共施設用地の転用の届出書	省令様式 18

7編 罰則

盛土規制法では、無許可行為、技術的基準違反、命令違反等に対する罰金刑及び懲役刑が強化されています。

また、法人に対しても抑止力として十分機能するよう、法人重科の措置が行われています。

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
無許可工事	法第 55 条 1 項第 1 号	許可を受けずに盛土等に関する工事をした者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
虚偽申請	法第 55 条 1 項第 3 号	偽りその他不正な手段により許可を受けた者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
立入検査拒否等	法第 56 条第 4 号	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	1 年以下	300 万円以下	
報告聴取拒否等	法第 58 条第 5 号	報告聴取で報告をせず、又は虚偽の報告をした者	6 月以下	30 万円以下	
命令違反 (監督処分)	法第 55 条 1 項第 4 号	監督処分(法第 20 条第 2 項から第 4 項〔法第 39 条第 2 項から第 4 項〕)に違反した者	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
命令違反 (改善命令)	法第 56 条第 3 号	改善命令に違反した者、法第 27 条第 1 項の規定による届出に対する勧告に違反した者	1 年以下	300 万円以下	1 億円以下 (法第 60 条第 2 号)
技術的基準違反	法第 55 条第 2 項、第 3 項	技術的基準(法第 13 条第 1 項〔法第 31 条第 1 項〕)に違反して工事の設計をした者 (設計図書を用いない又は従わないで工事を施行した場合は工事施行者) ※上記の違反行為が工事主等の故意によるときは、そのものを含む	3 年以下	1000 万円以下	3 億円以下 (法第 60 条第 1 号)
中間検査・完了検査違反	法第 56 条第 1 号	完了検査(土石の堆積の場合、完了確認)、中間検査を申請せず、又は虚偽の申請をした者	1 年以下	300 万円以下	
定期報告違反	法第 56 条第 2 号	定期報告をせず、又は虚偽の報告をした者	1 年以下	300 万円以下	

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			懲役	罰金	罰金
特定盛土等規制区域における工事の届出違反	法第 57 条	工事の届出をしないで工事を行い、又は虚偽の届出した者	1 年以下	100 万円以下	
基礎調査のための土地の立ち入り拒否等	法第 58 条第 1 号	基礎調査における土地の立ち入りを拒み、又は妨げた者	6 月以下	30 万円以下	
区域指定時の工事の届出違反	法第 58 条第 3 号	法第 21 条第 1 項（法第 40 条第 1 項）の規定に違反し、区域指定時に行っている工事について届出をしなかった、又は虚偽の届出をした者	6 月以下	30 万円以下	
擁壁等に関する工事の届出違反	法第 58 条第 4 号	法第 21 条第 3 項（法第 40 条第 3 項）の規定に違反し、擁壁等に関する工事について届出をしなかった、又は虚偽の届出をした者	6 月以下	30 万円以下	
公共施設用地の転用の届出違反	法第 58 条第 3 号	法第 21 条第 4 項（法第 40 条第 4 項）の規定に違反し、公共施設用地の転用について届出をしなかった、又は虚偽の届出をした者	6 月以下	30 万円以下	
標識掲示義務違反	法第 59 条	許可を受けている旨の標識を掲示しなかった者		50 万円以下	
軽微な変更の届出違反	法第 61 条	軽微な変更の届出をせず又は虚偽の届出をした者		30 万円以下 (過料)	

8編 許可の技術的基準

規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下、「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければ、許可を受けることはできません。

8-1 地盤に関する技術的基準

8-1-1 盛土（政令第7条第1項及び第2項第2号）

(1) 盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、以下の措置を講ずるものとします。

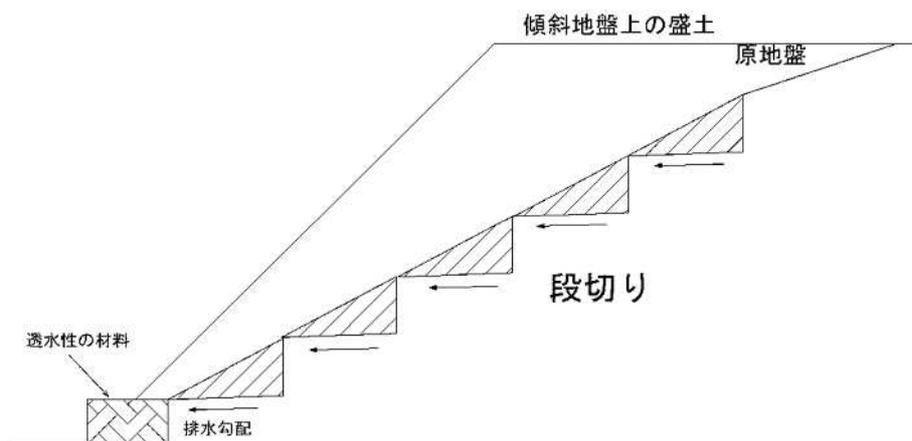
- ① おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
- ② 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。
- ③ 必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の設置その他の措置を講ずること。

(2) 著しく傾斜している土地（勾配が1:4より急なとき）において、盛土をする前の地盤と盛土が接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずるものとします。

※盛土のり面の勾配は、原則として、30度以下とします。

※盛土材料は良質土を原則とし、産業廃棄物等は使用してはなりません（防マ【I】P247）。

※盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上となる場合は、許可申請前にあらかじめボーリング調査を行うものとします。



(3) 以下の土地で高さが15mを超える盛土をする場合は、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめるものとします。

ア 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

イ 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

ウ ア・イの土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域で、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

[渓流地等での安定計算の考え方] ※盛土等防災マニュアルの解説 V・5 参照

措置の対象	措置の内容	
盛土等の安定性の検討方法	① 盛土高さ 15m以下	<ul style="list-style-type: none"> 盛土等防災マニュアルの解説「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」に示す安定計算方法に準じて、盛土の安定性を検討する。 大規模盛土造成地に該当する場合は、盛土等防災マニュアルの解説「V・4 盛土全体の安定性の検討」に示す安定計算方法に準じて、盛土の安定性を検討する。
	② 盛土高さ 15 m 超で 盛土量 50,000 m ³ 以下	<ul style="list-style-type: none"> ①と同様の計算方法で安定性の検討を行うが、間げき水圧を考慮すること。 盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした一般的な調査（地質調査、盛土材料調査、土質試験等）に加え、盛土の上下流域を含めた水文状況等の実施が望ましい。
	③ 盛土高さ 15 m 超で 盛土量 50,000 m ³ 超	<ul style="list-style-type: none"> ①及び②の方法に加えて、三次元解析（浸透流解析、変形解析等）により多角的に盛土の安定性を検証する。 三次元解析のための詳細な地質調査及び水文調査を追加で実施する。 <p>※二次元解析での評価が適当な場合は、二次元解析を適用する。</p>

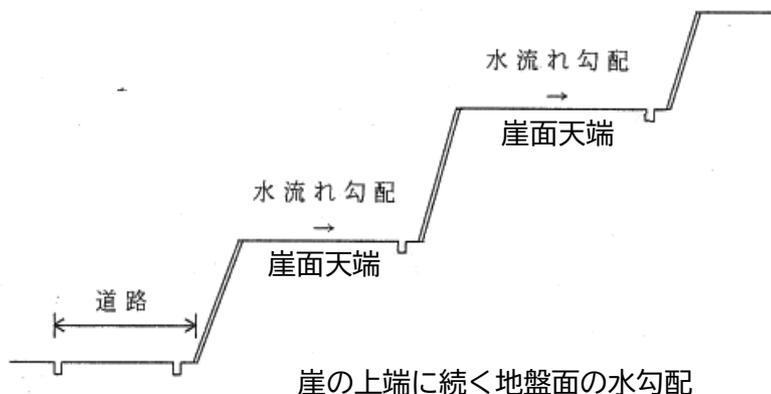
(4) 地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがある盛土の場合には、盛土内に地下水排除工を設置して地下水の上昇を防ぐことにより盛土の安定を図るものとします。

8-1-2 切土（政令第7条第2項第3号）

切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合は、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講じるものとします。

8-1-3 崖面天端（政令第7条第2項第1号）

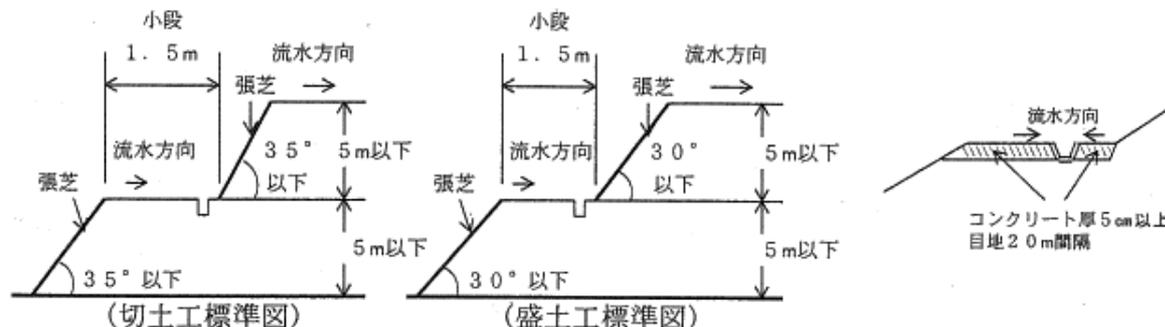
盛土又は切土をした後の崖面天端には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付してください。



8-1-4 小段の設置

切土高及び盛土高が5mを超えるときは、高さ5m以内ごとに1.5m以上の小段を設けるものとします。この場合は、小段には適当な勾配をつけるとともに、コンクリートにより小段面を保護し、排水溝を設けるものとします。

なお、擁壁上部に斜面（自然状態を含む）がある場合も、同様に擁壁天端に小段（平地）及び排水溝を設けることとします。ただし擁壁上部の斜面が自然状態である場合は、現地の状況に応じて判断することとします。



8-1-5 軟弱地盤の措置

地盤が軟弱である場合（「盛土等防災マニュアルの解説」を参照）は、圧密による沈下を促進させるため間隙水の脱水を図るか、その他必要な地盤改良を施すものとします。小規模なものについては、土の置換え等によって、造成後の地盤の安定を図り、圧密不等沈下を防止するものとします。

8-1-6 軟弱地盤上の直接基礎

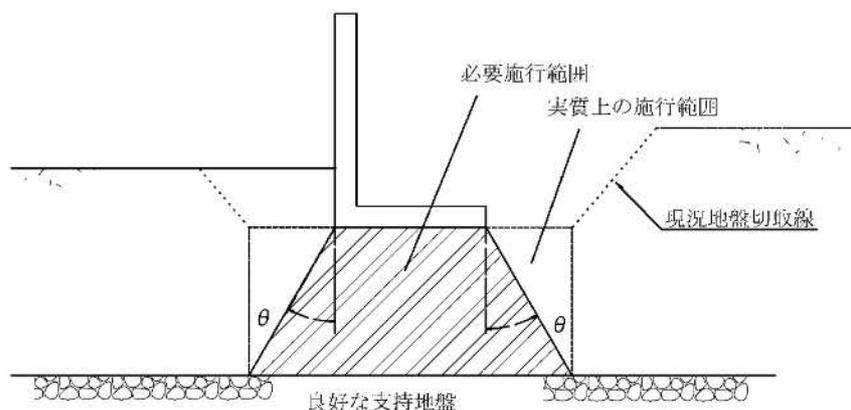
改良地盤に必要な強度は、擁壁底盤部での最大地盤反力から決定し、必要な範囲を一樣な強度で改良することを原則とします。

なお、既存の斜面上に擁壁を設置する場合は、原則安定計算により範囲を決定することとします。

・良質な支持層まで地盤改良を行う場合

設計支持地盤下の軟弱層を、良質な支持層まで地盤改良をする場合の改良厚と改良幅、及び施工範囲は下図を標準とします（ $\theta = 30^\circ$ ）。なお良好な支持地盤とは、N値が粘性土で $N \geq 10 \sim 15$ 、砂質土で $N \geq 20$ を判断基準とします（日本道路協会・道路土工-擁壁工指針）。

※地盤改良を行う場合、「地盤改良マニュアル」などを参考に適切に設計すること。



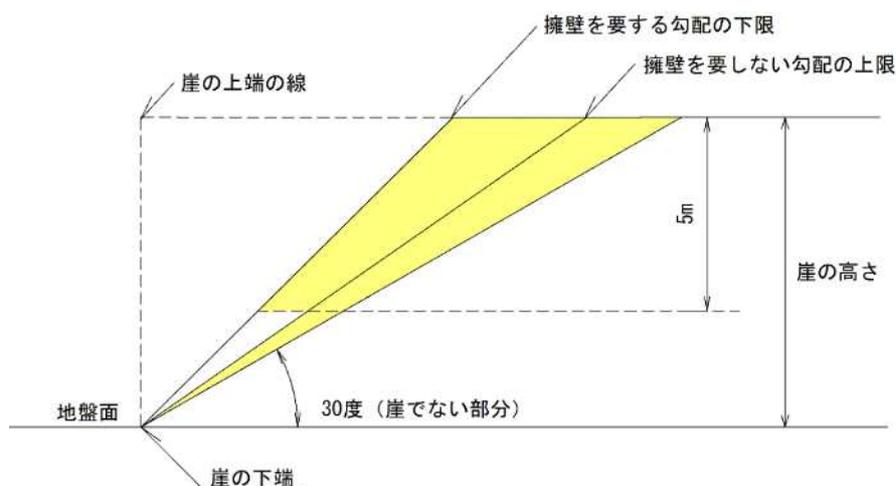
8-2 擁壁に関する技術的基準

8-2-1 擁壁設置の必要性について

盛土又は切土により生じた崖面は、擁壁で覆う必要があります。
ただし、次の①～④に該当する場合は、擁壁を設置する必要がありません。

- ①政令第3条第4号又は同条第5号に該当する土地の形質変更により生じた崖面
- ②切土により生じた崖の一部で、土質に応じ崖の勾配が以下に該当する場合
 - ア 各土質に応じて勾配が下表のB欄の角度以下のもの
 - イ 各土質に応じて勾配が下表のB欄の角度を超え、C欄の角度以下のもの（崖の上端から下方に垂直距離5m以内の部分に限る）

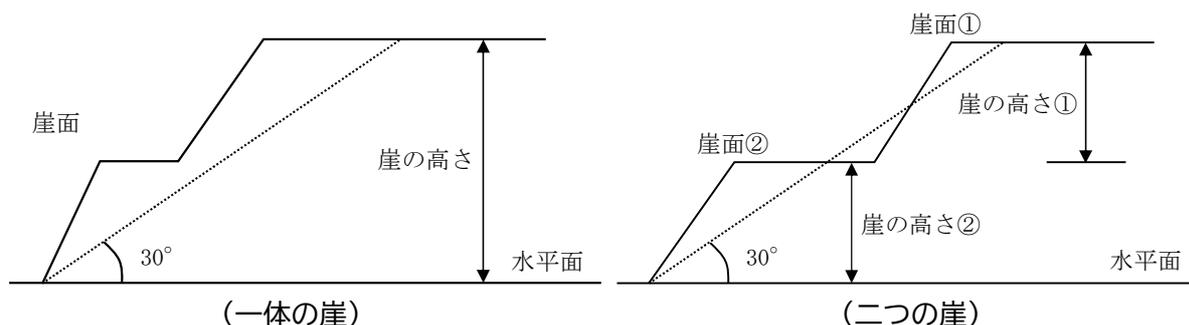
〈A 欄〉 土 質	〈B 欄〉 擁壁を要しない 勾配の上限	〈C 欄〉 擁壁を要する 勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度



- ③安定計算の結果、擁壁の設置が必要でないと確認された崖面
- ④崖面崩壊防止施設が設置された崖面

8-2-2 一体の崖について

小段等によって上下に分離された崖がある場合に下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖を一体のものとみなします。



8-2-3 擁壁の設置について

(1) 擁壁の種類（政令第8条第1項第2号）

擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとしします。

擁壁を設置するにあたっては、以下の項目を確認します。

- ・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁は、政令第9条に基づいて構造計算を行い、その安全性を確認すること。
- ・練積み造の擁壁は、政令第10条に定める構造を満たすこと。
- ・政令第11条に該当する建築基準法施行令の規定を満たすこと。
- ・政令第12条に基づき、水抜き穴を設けること。

上記項目が確認できない擁壁は、設置を認めることができませんので、ご注意ください。

※道路など公共施設用地における擁壁は、管理者との協議によりその基準を満たしてください。

(2) 二次製品の取扱いについて

政令第17条により国土交通大臣の認定を受けた擁壁（大臣認定擁壁）は、使用できます。大臣認定擁壁の使用にあたっては、メーカーの示す条件・手順等に沿って設置を行ってください。

大臣認定を受けていない擁壁（大臣認定外擁壁）については、(1)に示す種類や項目を満足しなければ使用できません。また、現場打ち擁壁と同様に、配筋や被り、作成後の寸法などが確認できる資料の提出も必要になります。

(3) 擁壁種別による必要書類について

擁壁種別による構造計算書等の添付については、以下のとおりとします。

擁壁種別	構造図	構造計算書	安定計算書	施工管理計画	その他検査資料	備考
現場打ち擁壁 (注1)	必要	必要	必要	必要 (注4)	使用資材資料 構造を確認できる写真 (注5)	注6
大臣認定擁壁	資料必要 (注2)	資料必要 (注2)	資料必要 (注3)	必要 (注4)		注6
大臣認定外擁壁 (注1)	必要	必要	必要	必要 (注4)	使用資材資料 構造を確認できる写真 (注5)	注6
練積み (5m以下)	必要	不要	不要 地盤支持力検討	必要 (注4)		

注1：政令第9～12条を満たすものであること。

注2：資料とは「国土交通大臣認定書の写し」、「製造工場認証証明書の写し」及び「製品寸法と使用条件が記載されたもの」である。

注3：資料とは、土質別の使用条件が示されたものである。使用条件の具体的内容は、地盤支持力、背面土の内部摩擦角、根入れ長の適用条件などである。

注4：施工管理計画とは、以下の内容が記載された計画である。

- ・地盤支持力の確認方法、確認時期、確認箇所、確認結果のとりまとめ方法
- ・裏埋め土の内部摩擦角確認方法、確認時期、確認箇所、確認結果のとりまとめ方法
- ・施工管理写真の撮影頻度、撮影箇所、写真のとりまとめ方法

注5：使用資材資料とは、「使用部材等の品質・数量を示した資料」である。

構造を確認できる写真とは、配筋状況や鉄筋の被り、擁壁の寸法など「構造図の内容を確認できる写真」である。

注6：擁壁高さが5mを超える場合においては、許可申請前にボーリング調査を行い「地質調査資料」を提出すること(主に支持力地盤の確認)。

※上記以外の擁壁に関しては、使用等について事前にご相談ください。

8-2-4 擁壁に関する建築基準法政令の準用

(1) 義務設置擁壁について (政令第11条)

建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条(第3項を除く。)、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用します。

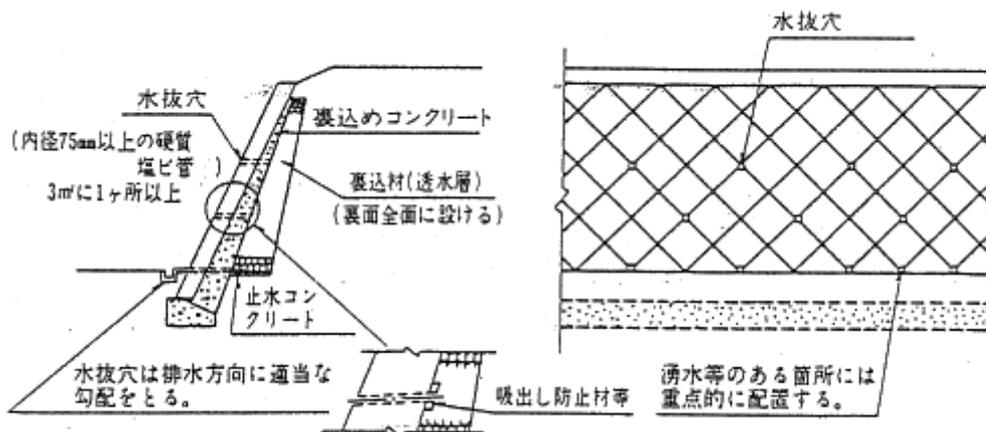
(2) 任意設置擁壁について (政令第13条)

法第12条第1項又は第16条第1項の規定による許可を受けなければならない宅地造成に関する工事ににより設置する擁壁で高さが2メートルを超えるもの(第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く)については、建築基準法政令第142条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用した構造とします。

8-2-5 擁壁の水抜穴 (政令第12条)

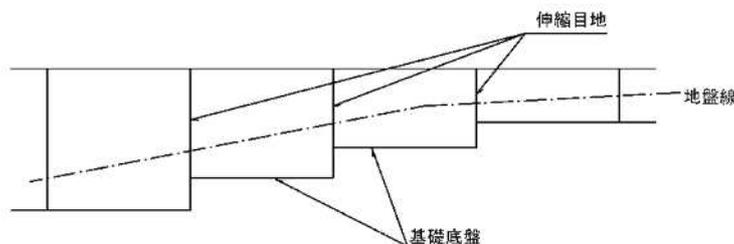
擁壁には、排水のため水抜孔を設置しなければなりません。政令等による規定、一般的留意事項は以下のとおりです。

- ・ 擁壁の裏面で、水抜き穴の周辺その他必要な場所に砂利等の透水層を設ける。
- ・ 擁壁の下部地表近く及び湧水等のある箇所に特に重点的に設ける。
- ・ 内径7.5cm以上とし、配置は3㎡に1箇所の割合で千鳥配置とする。
- ・ 使用材料は、硬質塩化ビニル管又はコンクリートの圧力でつぶれないものを使用すること。
- ・ 排水方向に適当な勾配をとる。
- ・ 水抜き穴の入り口には、水抜き穴から流出しない程度の大きさの砂利等(吸出し防止剤等を含む)を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう配慮する。



8-2-6 擁壁の基礎の段切り

斜面に沿って擁壁を設置する場合は、原則として擁壁の基礎底面は段切り等により水平とします。段切りの間隔は1m以上とし、小区間にならないように計画してください。



8-2-7 地盤支持力の確認

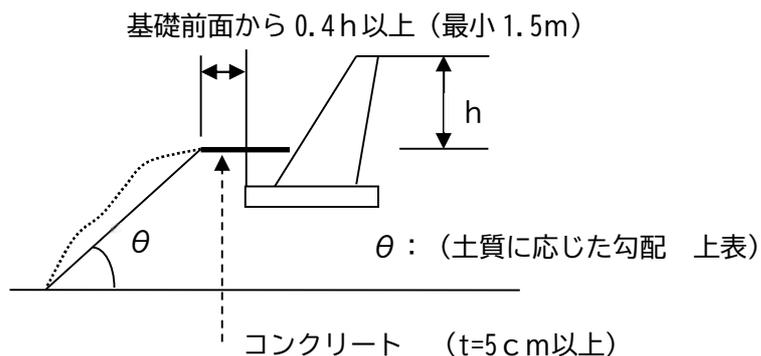
擁壁の構造にかかわらず、擁壁基礎底面の地盤支持力が、設計値を満足していることを確認してください。

8-2-8 斜面上の擁壁

斜面上に設ける擁壁は、次の図のように斜面下端から、次表に示す土質に応じた勾配線 (θ) より擁壁の高さの0.4倍（最小でも1.5m）以上後退した位置に設置するものとします。後退した部分は、コンクリート等により、風化侵食のおそれのない状態に仕上げるものとします。

斜面の土質	勾配 (θ)
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度
風化の著しい岩	40度
砂利、真砂土、硬質粘土、その他	35度
盛土又は腐食土	25度

※ 施工方法は別途協議してください。

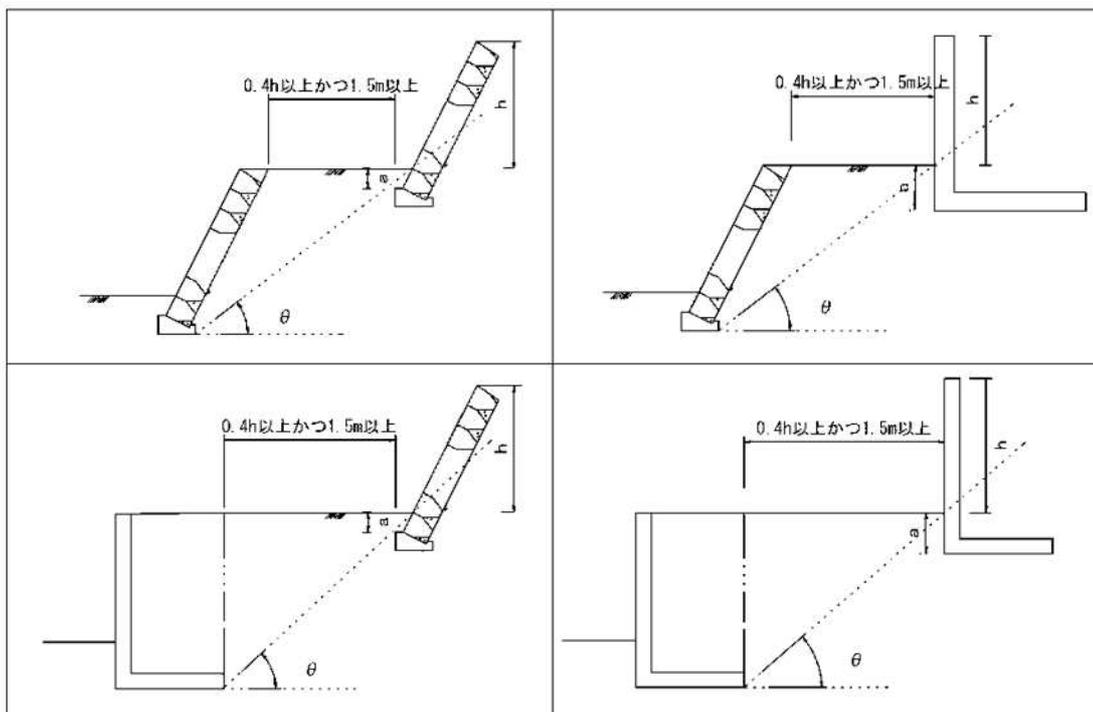


8-2-9 二段擁壁

擁壁が上下2段にわたる場合、その上下関係は次の図によるものとします。角度 θ については、斜面上の擁壁（前記8-2-8）の表によるものとします。

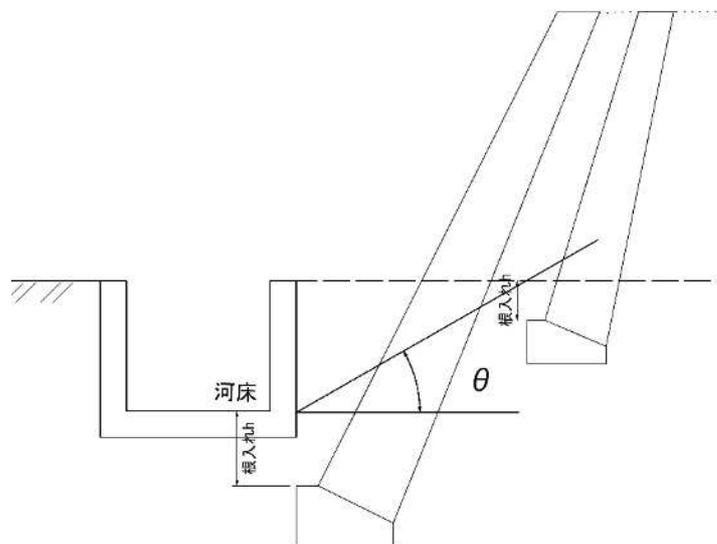
θ 角度内に入っていないものは二段の擁壁とみなされるため、一体の擁壁として設計を行ってください。

※下側の擁壁が既存の場合で、その安全性が確認できないときは別途、協議してください。



8-2-10 河川・水路沿いの擁壁

河川・水路に接して擁壁を設ける場合は、根入れ深さは河床から取ることを原則としますが、河川管理者等と十分な協議を行ってください。 θ は30度以下とします。



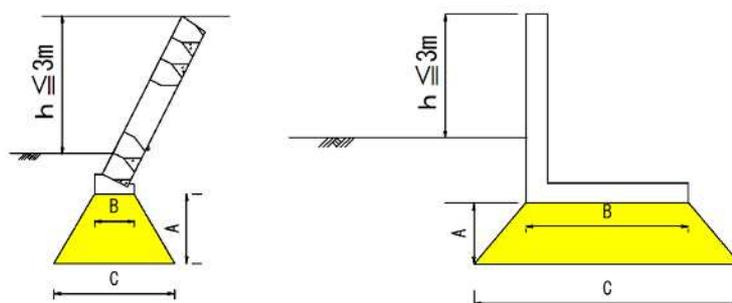
8-2-11 盛土上の擁壁

盛土上の擁壁の基礎地盤は次の図のように設計・施工するものとします。また、盛土上に設置する擁壁の高さは杭基礎等適切な基礎を施工する場合以外は、3mを限度とします。

また、擁壁展開図に現況地盤線を入れ、盛土部を明示してください。

(A・Cの大きさ)

擁壁の高さ (H)	A	C
1. 0~2.0m	1.5B	2.0B
2. 1~3.0m	2.0B	2.4B



盛土部 (砂、砂利、碎石、セメント系固化材等)

8-2-12 擁壁上部に人工のり面を設ける場合（がけ条例との関係）

擁壁上部に人工のり面（擁壁で覆われていない切土又は盛土ののり面）を設けその法肩に続く地盤を宅地とする場合、福岡県建築基準法施行条例第5条（いわゆる「がけ条例」）1項及び2項の規定により、同条1項1号ないし5号の規定に適合しなければ、当該がけの下端から水平距離が当該がけの高さの二倍に相当する距離以内の位置及び当該がけには、居室を有する建築物を建築することができません。

そのため、擁壁上部に人工のり面（擁壁で覆われていない切土又は盛土ののり面）を設けその法肩に続く地盤を宅地とする土地利用計画は、原則、認められません。ただし、同条1項1号ないし5号の規定に明らかに適合する場合はこの限りではありません。

例）当該がけの下端から水平距離が当該がけの高さの2倍に相当する距離以内の位置及び当該がけに居室を有する建築物を建築しない場合、あるいは、基礎杭等の施工により1項3号の規定に適合する場合など

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法政令第7条第2項第1号に該当する、下方にがけ（人工のり面含む）を有する宅地では、表面排水を崖側に流さない、あるいは排水溝の設置などによりり面に水が溜らないようにしなければなりません。また、人工のり面では、のり面保護及び排水施設の設置等により雨水の浸透を抑制しなければなりません。

【参考】（がけに近接する建築物の制限）

第5条 がけ（地表面が水平面に対し30度を超える傾斜度をなす土地をいう。以下同じ。）の高さ（がけの上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）が3メートルを超える場合においては、当該がけの上にあつては当該がけの下端から、下にあつては当該がけの上端から水平距離が当該がけの高さの2倍に相当する距離以内の位置及び当該がけには、居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 擁壁の設置により、がけの崩壊（建築物の安全性を損なうおそれがあるものに限る。次号において同じ。）が発生しないと認められること。

二 地盤が強固であり、がけの崩壊が発生しないと認められること。

三 がけの上に建築物を建築する場合にあつては、がけの崩壊により当該建築物が自重によつて損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造であると認められること。

四 がけの下に建築物を建築する場合にあつては、次のいずれかにより、がけの崩壊に伴う当該建築物の敷地への土砂の流入に対して当該建築物の居室の部分の安全性が確保されていると認められること。

イ 土留施設を設置すること。

ロ 建築物のがけに面する壁を開口部のない壁とし、かつ、当該建築物の居室の部分当該建築物への土砂の衝突により破壊されるおそれがないと認められる構造とすること。

五 がけに建築物を建築する場合にあつては、前二号に該当すること。

2 がけの上方に当該がけに接して、地表面が水平面に対し30度以下の傾斜度をなす土地がある場合にあつては、当該がけの下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方にある部分に限り、当該がけの一部とみなす。

3 小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけの下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけの下端があるときには、その上下のがけは一体のものとしてみなす。

4 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域内においては、前三項の規定は、適用しない。

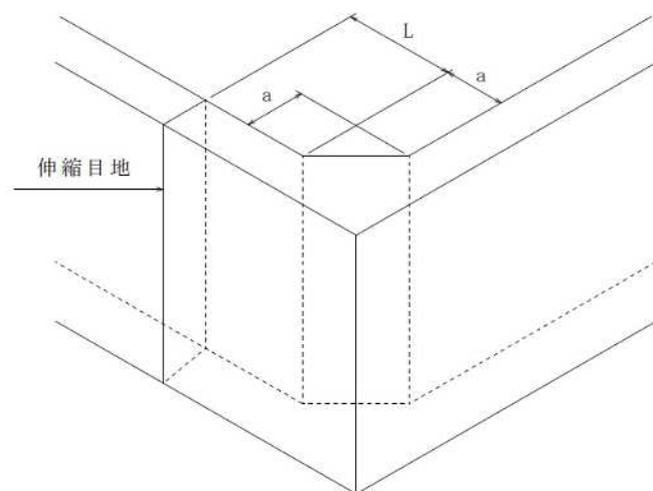
8-2-13 擁壁の隅角部について

擁壁の屈曲する箇所は、隅角をはさむ二等辺三角形の部分をコンクリートで補強するものとします。

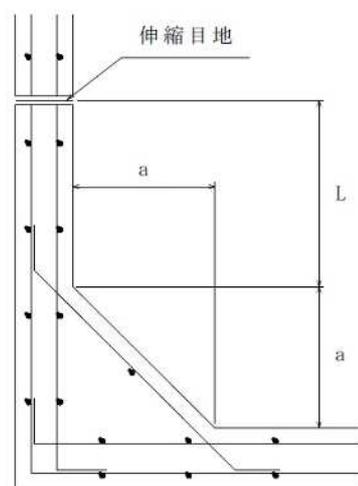
- 擁壁の高さが3m以下のとき $a=50\text{ cm}$
- 擁壁の高さが3mを超えるととき $a=60\text{ cm}$
- 伸縮目地の位置 L は2mを超え、かつ擁壁の高さ程度
- 伸縮目地は基礎部分まで切断してください。
- 石積とコンクリート擁壁が接する隅角部の接合方法については、別途協議してください。

(コンクリート擁壁)

(立面図)



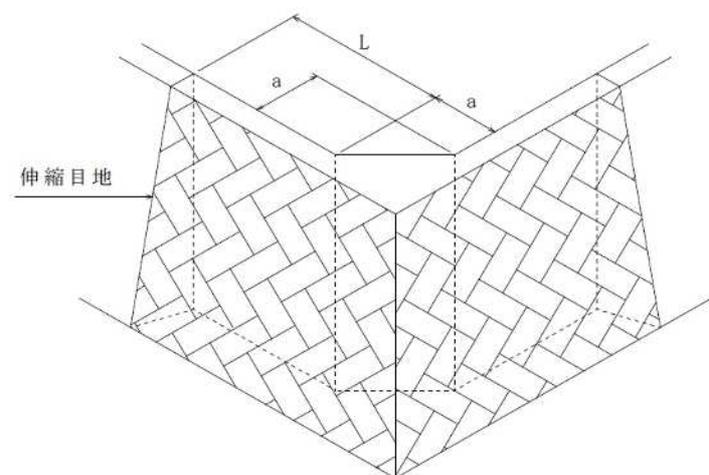
(平面図)



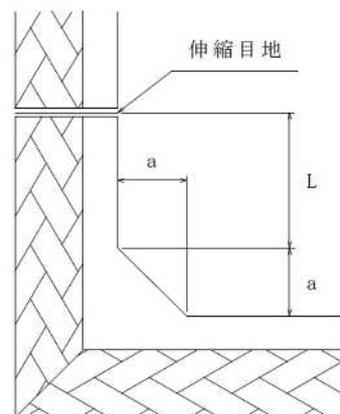
鉄筋コンクリート造擁壁の隅角部は該当する高さの擁壁の横筋に準じて配筋すること。

(練積み擁壁)

(立面図)



(平面図)



8-3 コンクリート造擁壁の構造

8-3-1 コンクリート擁壁等の設計（政令第9条）

鉄筋、無筋コンクリート造擁壁の構造は、構造及び安定計算を行い、次の事項を満足したものでなければなりません。なお、擁壁の高さ（上部に人工法面があるときは法面の高さを含む）が5mを超える場合については予めボーリング調査を行うものとします。

- ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という）によって擁壁が破壊されないこと。
- イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- ウ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

ア～エの確認にあたっては、次の内容について検討を行ってください。

①常時における検討

- ・擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの1.5倍以上であること
- ・擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の1.5倍以上であること
- ・最大接地圧が、地盤の長期許容支持力以下であること
- ・擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の長期許容応力度以内に収まっていること

②中地震時における検討（擁壁の高さが2mを超えるもの）

- ・擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の短期許容応力度以内に収まっていること

③大地震時における検討（擁壁の高さが2mを超えるもの）

- ・擁壁全体の安定モーメントが転倒モーメントの1.0倍以上であること
- ・擁壁底面における滑動抵抗力が滑動外力の1.0倍以上であること
- ・最大接地圧が、地盤の極限支持力以下であること
- ・擁壁躯体の各部に作用する応力度が、材料の終局耐力（設計基準強度及び基準強度）以内に収まっていること

【設計に用いる土質定数】

鉄筋コンクリート擁壁等の設計に用いる土質定数は、原則として土質試験・原位置試験に基づき求めたものを使用します。

ただし、これによることが適当でない場合や、小規模な宅地造成においては、政令の別表第二及び第三の値を用いることができます。

政令別表第二

土 質	単位体積重量 (kN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土、又はそれらを多く含む土	16	0.50

政令別表第三

基礎地盤の土質	摩擦係数	備考
岩、岩屑、砂利、砂	0.50	
砂質土	0.40	
シルト、粘土、又はそれらを多量に含む土	0.30	擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。

【地震時における設計水平震度】（盛土等防災マニュアルの解説より）

設計水平震度は、次の式により算出する。

$$k_h = c_z \cdot k_0$$

k_h ：設計水平震度

c_z ：地域別補正係数（福岡県 0.8）

k_0 ：標準設計水平震度（中地震時 0.20、大地震動 0.25）

【部材の許容応力度】

○コンクリート（建築基準法施行令第 91 条）

単位：N/mm²

長期			短期		
圧縮	引張	せん断	圧縮	引張	せん断
F ÷ 3	F ÷ 30 (F が 21 N/mm ² を超えるときは、 F = 0.49 + (F / 100))	F ÷ 30 (F が 21 N/mm ² を超えるときは、 F = 0.49 + (F / 100))	長期に生ずる力に対する各許容応力度の数値の 2 倍		
F は、設計基準強度（単位：N/mm）					

○鉄筋（建築基準法施行令第 90 条）

単位：N/mm²

種類	長期		短期	
	圧縮	引張せん断	圧縮	引張せん断
丸鋼 (SR235, SR295 など)	F ÷ 1.5 (数値が 155 を超える場合は、 155)	F ÷ 1.5 (数値が 155 を超える場合は、 155)	F	F
異形鉄筋 (SD295, SD345 など)	径 28mm 以下のもの	F ÷ 1.5 (数値が 215 を超える場合は、 215)	F	F
	径 28mm 超のもの	F ÷ 1.5 (数値が 195 を超える場合は、 195)	F	F
F は、部材の基準強度（単位：N/mm）				

8-3-2 コンクリート擁壁等施工上の注意事項

(1) 伸縮目地（道路土工-擁壁工指針 付帯工）

擁壁には、コンクリートの収縮による有害なクラックが入らないよう伸縮目地を、重力式コンクリートの場合は10m以内、L型、逆T型及びブロック積の場合には15~20mごとに設け、目地材の厚さは2cmとし、基礎部分まで縁切りを行うものとします。

特に地盤の変化する箇所、擁壁の高さが著しく異なる箇所、構造工法を異にする所は有効に伸縮目地を設け、基礎部分まで切断するものとします。

また擁壁の屈曲部は隅角部から擁壁の高さ分だけ避けて設置するものとします。

(2) 施工目地

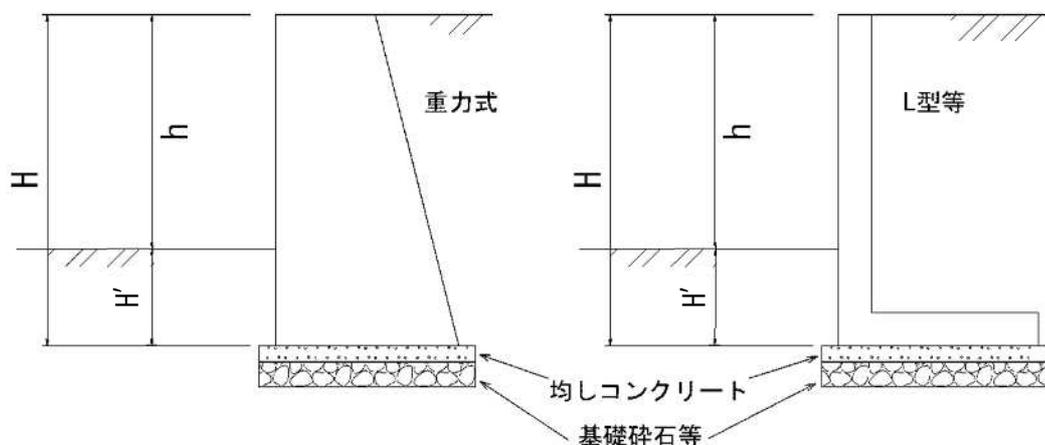
擁壁のたて壁には、角欠けを防ぎ、また壁の表面に小さなひびわれの出るのを防ぐため、その表面にV型の切れ目をもつ鉛直施工目地を設けるものとします。

その間隔は、無筋コンクリート擁壁では5m以下、鉄筋コンクリート擁壁では10m以下に設けるものとし、この目地では鉄筋を切らないものとします。

(3) 基礎及び根入れ深さ

① 基礎地盤が設計条件を満足することを土質試験等により確認するものとします。根入れ深さは最低 $15/100h$ 以上かつ 35 cm 以上とします。なお、擁壁前面に排水溝（小規模なものに限る）を設ける場合は地表面からの高さとしてとします。

② 基礎地盤が通常の場合は、原則として割栗石又は砕石、（厚さ 20 cm）及び均しコンクリート（ $\sigma_{CK} = 18\text{N/mm}^2$ 程度、厚さ 10 cm）を施工します。基礎地盤が岩盤の場合は、表面の風化をとり除き、所定の深さに切り込むものとします。



H：擁壁躯体高さ

h：擁壁の高さ（見え高）

H'：根入れ深さ $15/100h$ かつ 35 cm 以上

(4) コンクリートの打ち継ぎ

コンクリートの打ち継ぎにあたっては、土砂等の異物が混入しないように充分清掃するものとします。また必要に応じて用心鉄筋を用いるものとします。

(5) コンクリートの品質管理

コンクリートの打設のときには、品質管理を十分に行い強度保持に注意するものとします。

(6) コンクリートの養生、鉄筋のかぶり厚さ

コンクリートの養生及び鉄筋のかぶり厚さについては、建築基準法政令第 75 条、第 79 条に定める事項を守るものとします。（基礎コンクリートは均しコンクリートの部分を除いて 6 cm 以上必要です。）

(7) 型枠の存置期間

型枠の存置期間は、建築基準法政令第 76 条に定める存置日数以上とするか、又はコンクリートの圧縮強度が所定の値以上であることが確認できる日数以上とし、その後型枠を取り外し裏込め土の埋戻しを行うこととします。

(8) 透水層

○裏込砕石等

擁壁の裏面に透水層の役目を果たす程度の裏込め栗石等（厚さ 30 cm 程度）を設置するものとします。（栗石の場合は、目詰め要）

○透水マット

透水層の役目を果たす裏込め栗石（砕石）の代わりに、石油系素材を用いた透水マットの使用は、その特性に応じた適正な使用方法であれば使用可能とします。

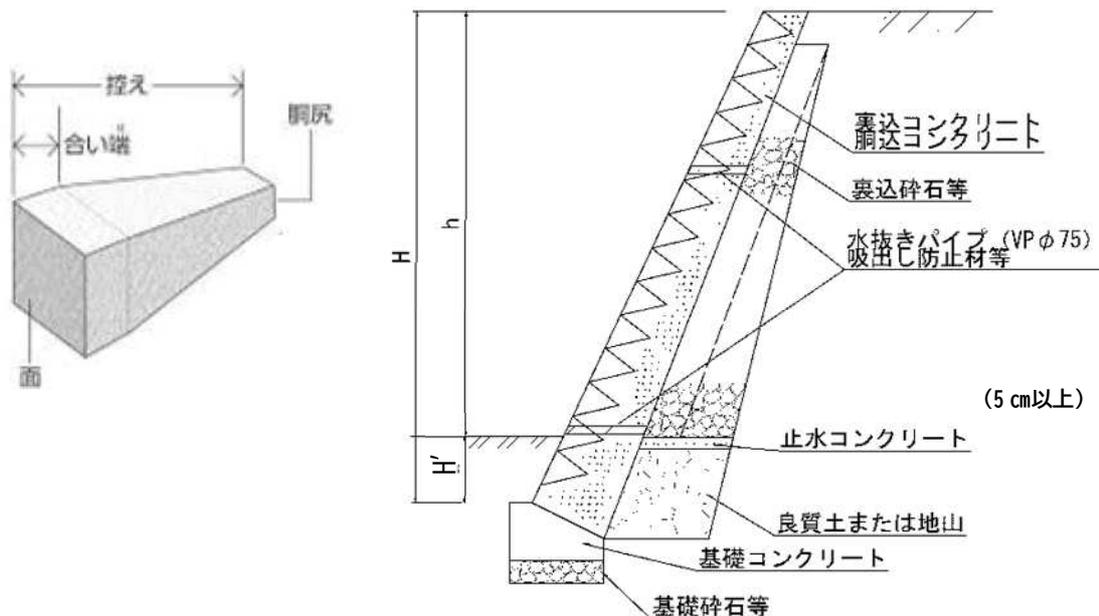
使用方法については「擁壁用透水マット技術マニュアル」（公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会）を参考としてください。

8-4 練積み造擁壁の構造

8-4-1 練積擁壁

練積擁壁の構造は、政令第10条によるものとします。擁壁高は5mを限度とし、形状は次の標準図によるものとします。

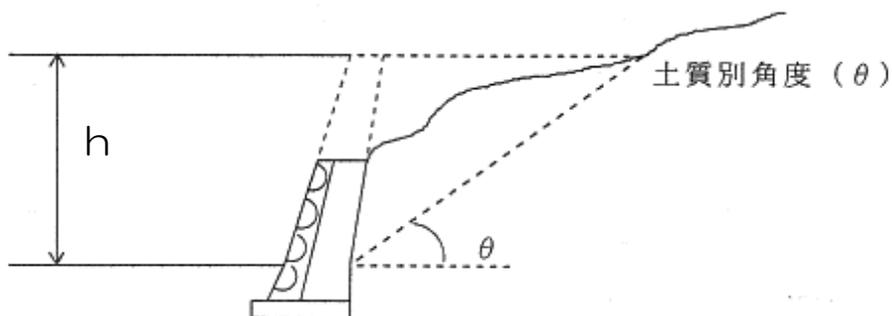
なお、上載荷重は5kN/m²であることを留意してください。



H：擁壁躯体高さ
 h：擁壁の高さ（見え高）
 H'：根入れ深さ

・上部に斜面がある場合の擁壁構造（切土の場合）

擁壁上部に斜面がある場合は、土質に応じた勾配線が斜面と交差した点までの垂直高さを崖高さとして仮定し、擁壁はその高さに応じた構造としてください。



土質別角度 (θ)

背面土質	軟岩（風化の著しいものを除く）	著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
角度 (θ)	60度	40度	35度

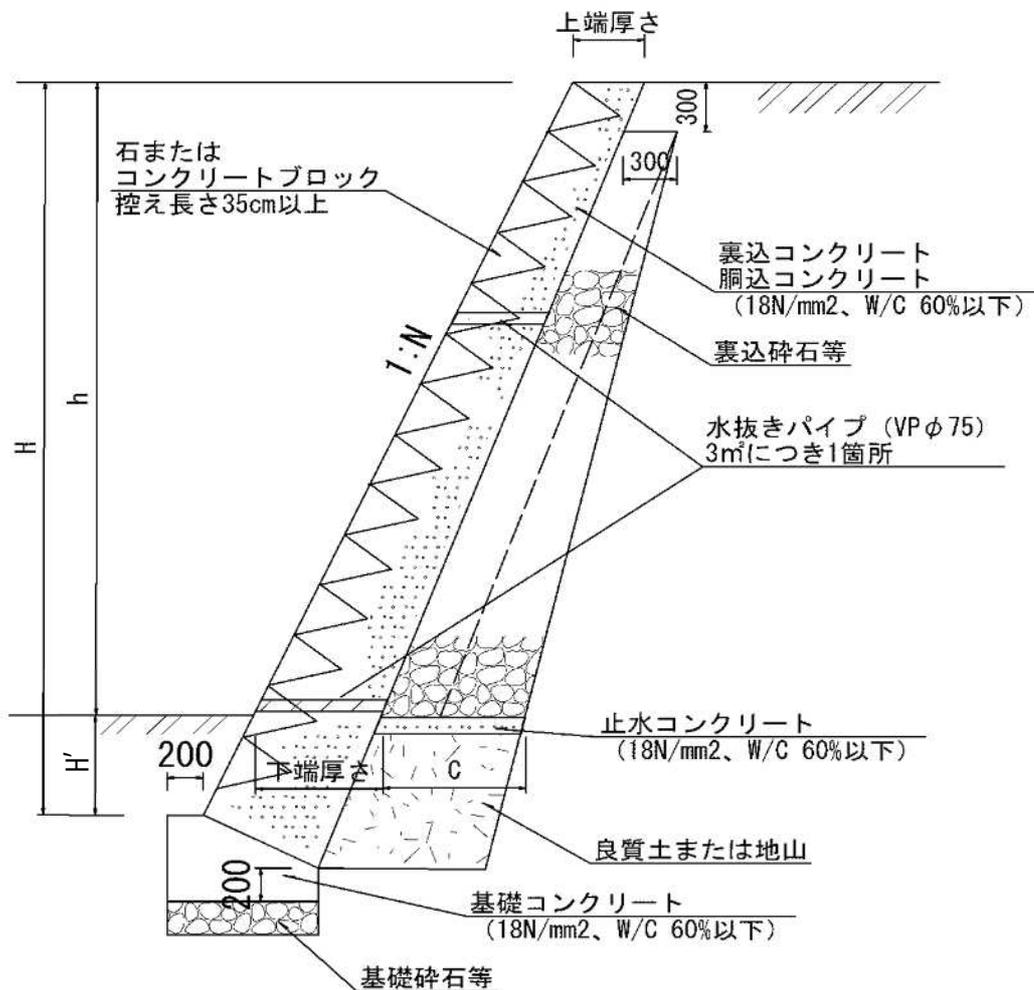
■練積擁壁高さに応じた必要な地盤支持力

単位：kN/m²

種別	高さ (m)	$\theta \leq 65^\circ$	$65^\circ \leq \theta \leq 70^\circ$	$70^\circ \leq \theta \leq 75^\circ$
盛土	2	75	75	75
	3	75	75	75
	4	100	100	—
	5	125	—	—
切土	2	75	75	75
	3	75	75	75
	4	100	100	—
	5	125	—	—

※補強等により標準図の構造と異なる形状にした場合は、別途躯体重量を算出し、必要地耐力を決定することとします。

■練積擁壁標準図



※H' は以下のとおりとする。

土質が第1, 2種：0.15h以上かつ35cm以上

土質が第3種：0.2h以上かつ45cm以上

※裏込部材の破線は切土の場合

(土質別の練積擁壁寸法表) (政令第10条、政令別表4)

土 質		擁 壁			
		勾 配	高 さ	下端厚さ	上端厚さ
第 1 種	岩 岩 屑 砂 利 砂利混じり砂	N=0.3 70度~75度	2m以下	40 cm以上	40 cm以上
			2m~3m	50 cm以上	40 cm以上
		N=0.4 65度~70度	2m以下	40 cm以上	40 cm以上
			2m~3m	45 cm以上	40 cm以上
			3m~4m	50 cm以上	40 cm以上
		N=0.5 65度以下	3m以下	40 cm以上	40 cm以上
			3m~4m	45 cm以上	40 cm以上
			4m~5m	60 cm以上	40 cm以上
		第 2 種	真砂土 関東ローム 硬質粘土 その他これら に類するもの	N=0.3 70度~75度	2m以下
2m~3m	70 cm以上				40 cm以上
N=0.4 65度~70度	2m以下			45 cm以上	40 cm以上
	2m~3m			60 cm以上	40 cm以上
	3m~4m			75 cm以上	40 cm以上
N=0.5 65度以下	2m以下			40 cm以上	40 cm以上
	2m~3m			50 cm以上	40 cm以上
	3m~4m			65 cm以上	40 cm以上
第 3 種	その他の土質			N=0.3 70度~75度	2m以下
		2m~3m	90 cm以上		70 cm以上
		N=0.4 65度~70度	2m以下	75 cm以上	70 cm以上
			2m~3m	85 cm以上	70 cm以上
			3m~4m	105 cm以上	70 cm以上
		N=0.5 65度以下	2m以下	70 cm以上	70 cm以上
			2m~3m	80 cm以上	70 cm以上
			3m~4m	95 cm以上	70 cm以上
			4m~5m	120 cm以上	70 cm以上

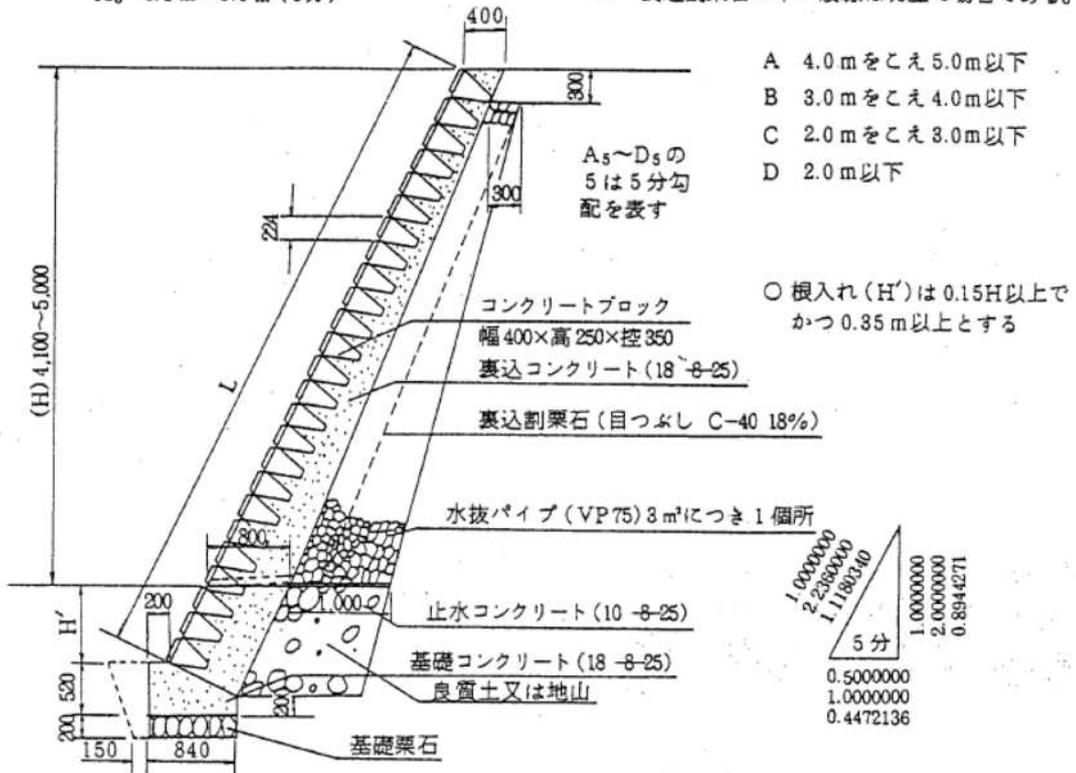
※Cの寸法は、擁壁の高さについてそれぞれ以下のとおりとする。

5m以下のとき 100 cm、4m以下のとき 80 cm、3m以下のとき 60 cm

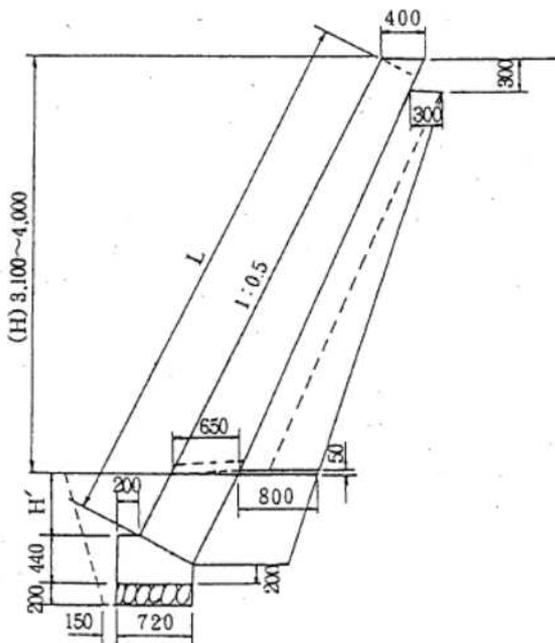
ブロック積擁壁標準構造図 (がけの土質第2種の場合)

A₅ 4.1m~5.0m (5分)

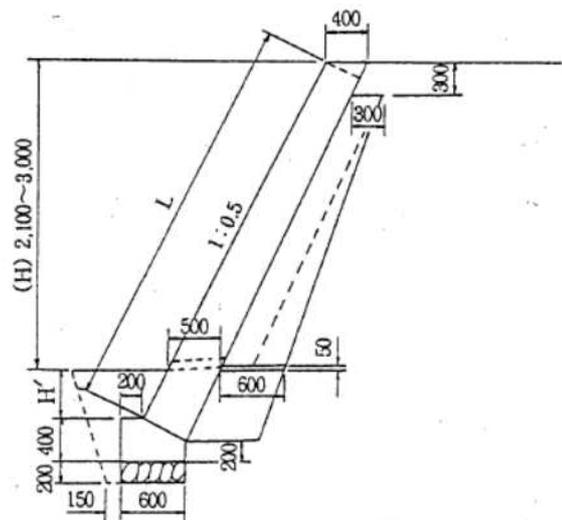
※ 裏込割栗石の中の破線は切土の場合である。



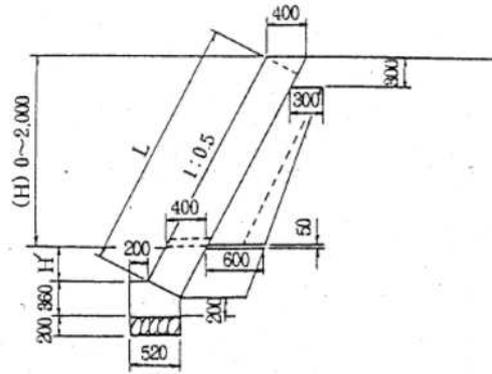
B₅ 3.1m~4.0m (5分)



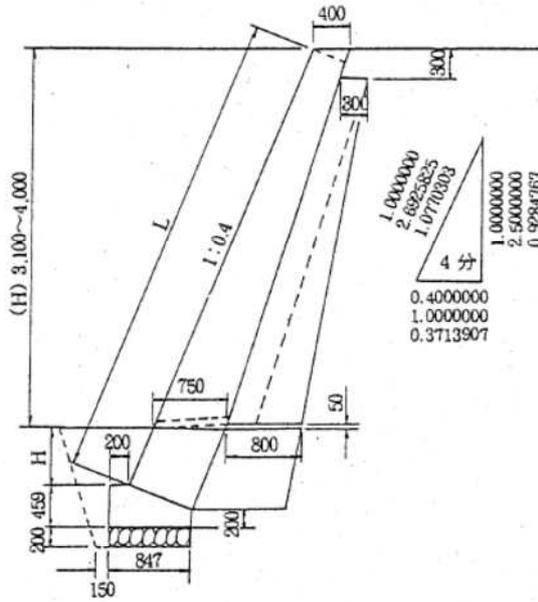
C₅ 2.1m~3.0m (5分)



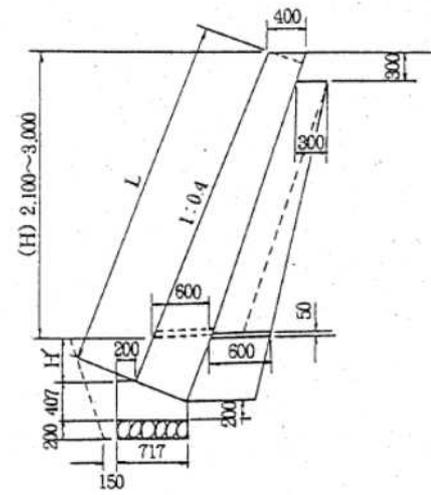
D₅ 0m~2.0m (5分)



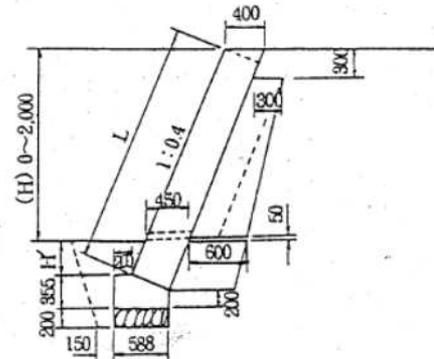
B₄ 3.1m~4.0m (4分)



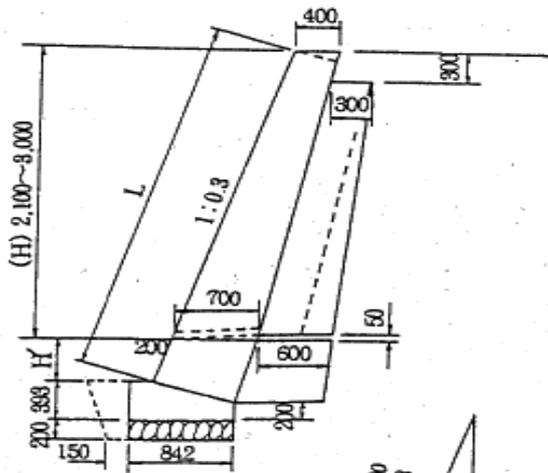
C₄ 2.1m~3.0m (4分)



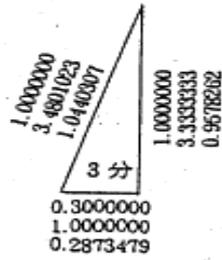
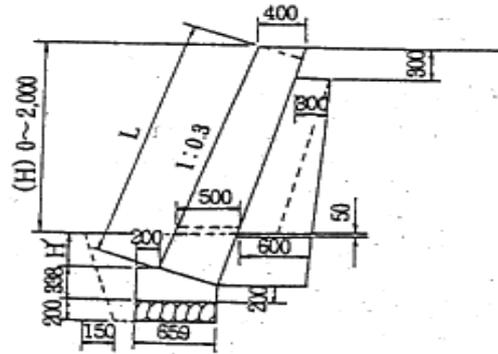
D₄ 0m~2.0m (4分)



C₃ 2.1m~3.0m (3分)

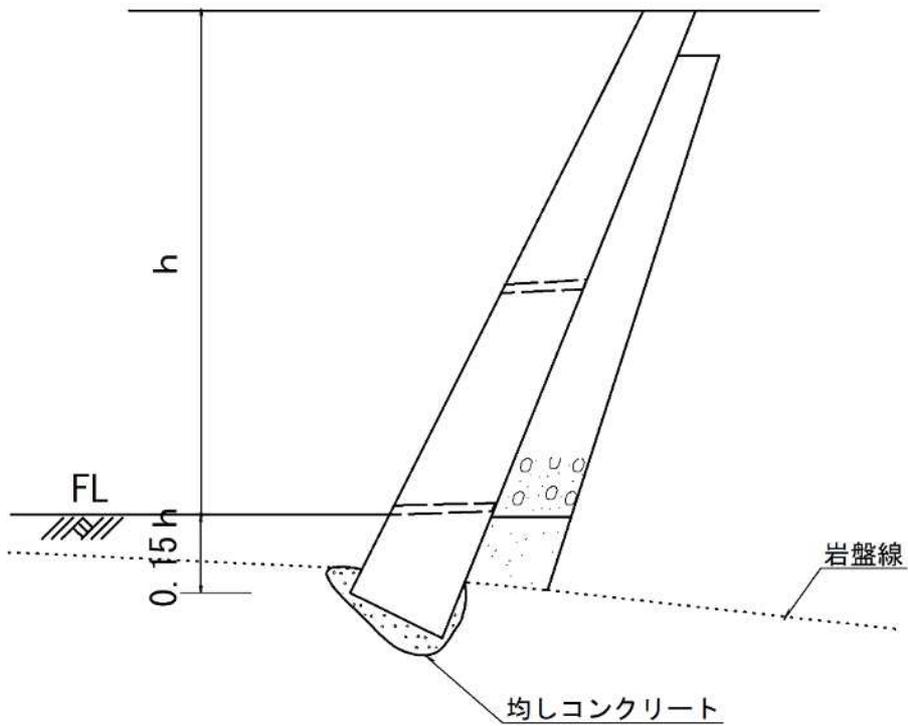


D₃ 0m~2.0m (3分)



■その他

基礎地盤が岩盤の場合、基礎コンクリートを設けずに均しコンクリートのみで施工する場合があります。



8-4-2 練積擁壁の施工上の注意事項

練積擁壁の施工にあたっては、次の事項に注意するものとします。

(1) 伸縮目地

原則として、延長 20m以内ごとに伸縮目地を設け、特に地盤の変化する箇所、擁壁高が著しく異なる箇所、擁壁の構造、工法を異にする箇所は有効に伸縮目地を設け、基礎部分まで切断してください。また、擁壁の屈曲部では、目地の位置は隅角部から擁壁の高さ分だけ避けて設けるものとします。

(2) コンクリートの打込み

胴込め及び裏込めコンクリートの打込みは、コンクリートが組積材と一体となるよう十分突き固め、また、裏込めコンクリートが、透水層内に流入して、機能を損なわないように、抜型枠を使用するものとします。

(3) 裏込め

擁壁の裏面は、割栗、砂利、碎石をもって、有効に裏込めしなければなりません。

厚さは、

- ・切土の場合は、上下端とも 30 cm以上
- ・盛土の場合は、上端 30 cm以上

下端 60 cm以上または擁壁地上高さの 100 分の 20 の大きい数値を標準とし、目潰しを施し、十分突き固めるものとします。

8-4-3 練積擁壁の土質の適用について

土質の適用にあたっては、下表によるものとし、岩など明らかな場合を除き、試験等（N値による推定等を含む）に基づき判別するものとします。

なお、土質の確認は、原則、基礎下面の地盤及び擁壁背面の土（盛土の場合は盛土材）にて行い、下位の土質に対応する擁壁寸法を適用するものとします。盛土部擁壁にあつては、基礎地盤が第3種の土質の場合、盛土材が第2種以上の土質を用いるときでも第3種の土質に対応する擁壁寸法を適用することになることに留意してください。

種別	土質	内部摩擦角 ϕ または粘着力 c の目安
第1種	岩、岩屑、砂利、砂利混じり砂	$\phi = 40$ 度以上
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	$\phi = 30$ 度以上 40 度未満 $c \geq 50$ kN/m ² 以上 (粘性土)
第3種	その他の土質	$\phi = 20$ 度以上 30 度未満

8-5 施工管理計画について

施工管理計画サンプル

北九州市〇〇区〇〇町 宅地造成工事 施工管理計画

開発者：

設計者：

【擁壁】

大臣認定二次製品 (製品名：●●●●●)

1 地盤支持力の確認について

(1) 使用条件

H=1.4m 〇〇kN/m²

H=1.6m 〇〇kN/m²

(2) 確認方法

確認方法：平板載荷試験

確認時期：擁壁基礎地盤整形後

確認箇所：●箇所（試験箇所は平面図に記載）

確認結果：確認状況写真及び結果の記録を提出

2 裏埋め土（盛土）材料の確認

(1) 使用条件

内部摩擦角 30度以上

(2) 確認方法

確認方法：三軸圧縮試験 使用材料ごと

確認時期：擁壁設置前

確認結果：確認状況写真及び結果の記録を提出

3 施工管理写真

撮影頻度：擁壁の種類ごとに1ヶ所、工事時の各段階において撮影

撮影箇所：掘削完了時（出来形）

地耐力確認・埋土材料確認

敷モルタル完了（出来形）

基礎コンクリート完了（出来形）

吸い出し防止剤取付完了時

止水コンクリート完了（出来形）

透水管設置完了（出来形）

埋め戻し（30cmごと）

とりまとめ：撮影箇所の順にとりまとめ、完了届と同時に提出する

【中間検査対象】

特定工程：暗渠排水管の設置

施工箇所：平面図に記載

検査予定：●年●月●日

8-6 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準（政令第14条）

8-6-1 設置可能な条件

盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面に擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして以下の事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置することができます。

- ① 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- ② 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- ③ ①、②のほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

※擁壁が設置できる土地において、崖面崩壊防止施設は設置できません。

住宅を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できません。

8-6-2 構造

次の項目いずれにも該当しなければなりません。

- ① 「8-6-1」の①～③に規定する事象が生じた場合においても、崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
- ② 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
- ③ 裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

8-6-3 工種

鋼製枠工、大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等があります。

工種の選定等については、「盛土等防災マニュアルの解説 IX 崖面崩壊防止施設」を参照してください。

8-6-4 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項

崖面崩壊防止施設の設計・施工に当たっては、選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討等が必要になります。また、必要に応じて、崖面崩壊防止施設自体の安全性はもとより崖面崩壊防止施設を含めた地盤面全体の安全性についても総合的に検討してください。

安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満足するよう、次の各事項について検討を行ってください。

- ① 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
- ② 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
- ③ 土圧等によって崖面崩壊防止施設の基礎が滑らないこと
- ④ 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと

※山地・森林等で設置する場合は、山地・森林の場が有する特性に考慮した設計・施工を行う必要があります。

8-7 崖面及びその他地表面に関する技術的基準（政令第15条）

8-7-1 崖面の保護

切土又は盛土によって生じた崖面が風化その他の浸食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタル吹き付けその他の措置を講ずるものとします（擁壁等を設置する場合は除きます）。

8-7-2 地表面の保護

盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面を除く）が雨水その他の地表水による浸食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずるものとします。

ただし、①～③に該当する地表面は措置を行う必要はありません。

- ① 排水勾配を付した盛土又は切土の上面（「8-1-3」を参照）
- ② 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
- ③ 農地等で植物の生育が確保される表面

8-8 排水施設に関する技術的基準（政令第16条）

盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等が排除できるよう、排水施設を設置してください。

なお、排水施設の管渠等の勾配及び断面積の決定に用いる計画雨水量は、原則として合理式を用いるものとします。具体的な計画については、下水道部局（戸建住宅など小規模の場合は東西工事事務所、大規模な場合は下水道計画課）へ相談してください。

8-8-1 排水施設の構造

排水施設は以下の基準に適合する必要があります。

- ① 堅固で耐久性を有する構造のもの。
- ② 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水が最小限のものとする措置が講げられているもの。
- ③ 管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるもの（流量計算等により、求めること）。
- ④ 雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられていること。
 - ・ 管渠が始まる箇所
 - ・ 排水の流下方向又は勾配が著しく変化する箇所
 - ・ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所
- ⑤ ます又はマンホールに蓋が設けられていること。
- ⑥ ますの底に、150mm以上の泥溜めが設けられていること。

※②について、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができます。

8-8-2 盛土をする前の地盤面への措置

盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が進入するおそれのあるときは、その地下水を排除することができるよう、その地盤面に排水施設を設置してください。

排水施設の構造は、「8-8-1」の①～③及び⑤、⑥の基準に適合する必要があります。

8-9 土石の堆積に関する技術的基準（政令第19条）

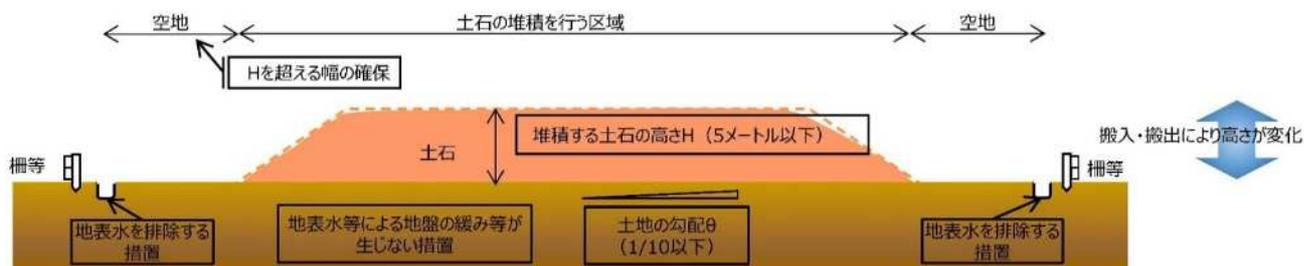
8-9-1 施工条件

工事を行う土地の状況等に応じて、以下の条件を満たすよう施工してください。

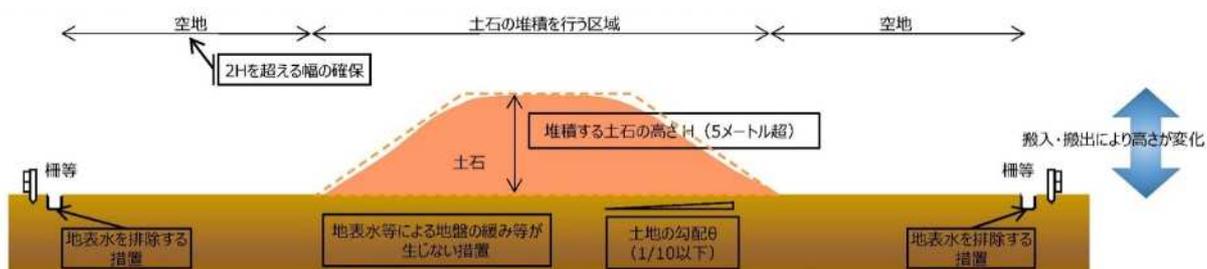
- ①勾配が10分の1以下である土地において行うこと。
- ②土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
- ③堆積した土石の周囲に、高さに応じて以下の空地を設けること。
(勾配が10分の1以下であるものに限ります。)
 - ・堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地
 - ・堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地
- ④工事区域内に人がみだりに立ち入らないよう、関係者以外の者の立入りを禁止する表示及び柵等を設けること。
- ⑤雨水や地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、これらを有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置するなどの排水対策を講ずること。

(2) 施工例

- ① 堆積する土石の高さが5m以下である場合 当該高さを超える幅の空地



- ② 堆積する土石の高さが5mを超える場合 当該高さの2倍を超える幅の空地



8-9-2 堆積した土石の崩壊やそれに伴う土砂の流出を防止する措置

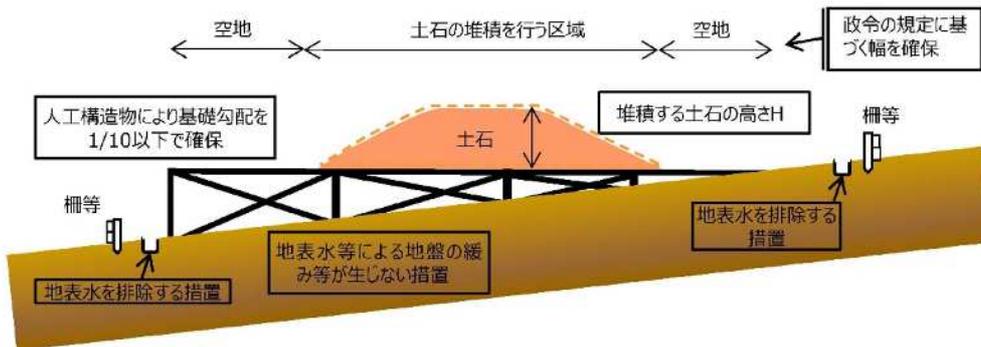
(1) 地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止する対策を行ってください。

措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定してください。

設計に当たっては、想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほかに必要に応じて重機による積載荷重によって損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造としてください。

詳細な設計方法は、道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会、平成11年3月）を参照してください。



(2) 空地を設けない場合の措置

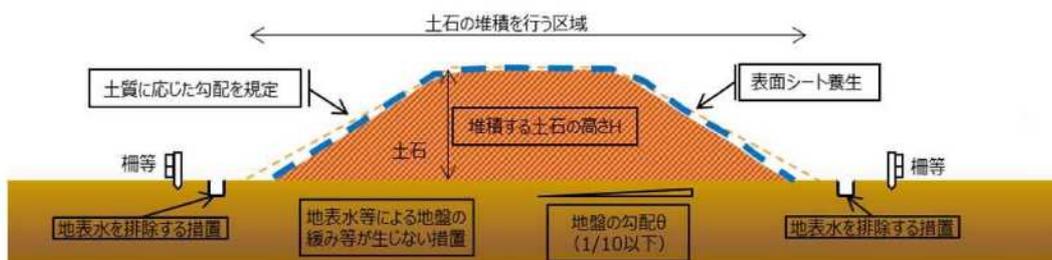
ア 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置

設計に当たっては、想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほかに必要に応じて重機による積載荷重によって損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造としてください。

詳細な設計方法は乗入れ構台設計・施工指針（日本建築学会、平成26年11月）や道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会、平成11年3月）を参照してください。



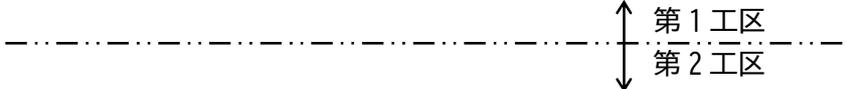
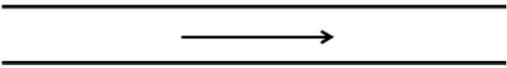
イ 堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下（1:2.0より緩い勾配とする）とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が侵入することを防ぐ措置



別表 1

図面凡例（参考例）

名称	凡例
工事区域	朱線
切土	黄色の淡色
盛土	緑色の淡色
雨水管	青色
建築物	桃色

名称	凡例
工事区域境界線	
工区境界	 第1工区 第2工区
BM・位置・高さ	 TBM H=10.00
練積み造擁壁	
コンクリート擁壁	 重力式擁壁 H=3.0  RC 擁壁 H=3.0
法面	 H=2.5
崖面	
U型側溝	 U - 300×300
L型側溝	 L - 500
雨水排水（管渠）	新設  既設 